

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活 7

NO.119 (2022)

特集 消費者裁判手続特例法

-これまでとこれから-

特集 1	消費者裁判手続特例法の運用の現状とその課題	1
特集 2	消費者裁判手続特例法改正の概要	4
特集 3	東京医科大学に対する受験料返還訴訟	8
消費者問題アラカルト	若年消費者の信用取引における適正与信の現状と課題	11
中古住宅を買うとき売るとき	不動産売買契約書 (その 1)	15
森林が支えてくれる私たちの生活 -SDGsと森林-	森林による文化的サービス②- 林業遺産 -	18
多様化・重層化するキャッシュレス決済	国際カードのしくみ (1)	20
海外ニュース	<ドイツ> 週末は小屋付き菜園で活力チャージ <スイス、ドイツ> 固形シャンプーのエコ度は使い方次第 <WHO> アルコール飲料の有害な消費を減らすために <イギリス> 現金の入手手段を確保するために	23
消費者教育実践事例集	鳥取県のすべての高等学校を対象とした 消費者教育出前授業プロジェクト -消費生活センター、弁護士、高校教員、教育委員会の連携-	25
気になるこの用語	契約の申込みと承諾 定型約款	27
相談情報ピックアップ- 18歳で成人!	健康食品等の「定期購入」のトラブルにご注意!	29
暮らしの法律 Q&A	隣家の太陽光パネルの反射光がまぶしすぎる。 撤去してもらうことは可能?	30
暮らしの判例	身元保証契約に伴って締結した死因贈与契約が無効とされた事例	31
誌上法学講座	開発危険の抗弁	35

消費者裁判手続特例法の運用の現状とその課題



大高 友一 Otaka Tomokazu 弁護士

中本総合法律事務所パートナー。企業法務全般のほか消費者契約法等の消費者取引を専門とする。集合訴訟には海外の実情も含めて精通する。消費者庁「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」委員



2016年10月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下、特例法)が施行されてから5年半余りが経過しました。本稿では、特定適格消費者団体による消費者被害回復案件への取り組みの実情を明らかにしつつ、特例法のさらなる活用に向けた課題について言及します。

特定適格消費者団体による
消費者被害回復への取り組みの現状

特例法の施行から現在までに4団体が特定適格消費者団体の認定を受けています*1。

特定適格消費者団体が公表する情報によれば、2022年6月15日時点で合計19件(共通義務確認訴訟の提訴事案4件、申入事案15件)の特例法による消費者被害回復案件が取り組まれています。このうち契約取消や条項の無効を理由とする不当利得にかかる請求の事案が最も多く10件。次に多いのは、民法の規定による不法行為に基づく損害賠償請求の事案で7件。このほか、契約上の債務履行請求と思われる事案、債務不履行による損害賠償請求と思われる事案が各1

件あります。以下、紙幅の関係もあり、提訴事案の概要のほか、申入事案のうち重要と思われるものを紹介します。

(1) 提訴事案*2

①東京医科大学入試における不当な得点調整に関する損害賠償請求(COJ、提訴日2018年12月17日)*3

女性や浪人生等に対する不利益な選考が行われていたことを明らかにせず入学試験を実施したことが不法行為に当たるなどとして、不合格者への入学検定料等相当額の損害賠償を求めた事案です。入学検定料等の返還義務を認める旨の判決が確定した後、簡易確定手続において和解がなされ被害回復が実現しています。

②情報商材の販売に関する損害賠償請求(COJ、提訴日2019年4月26日)*4

いわゆる情報商材につき虚偽もしくは誇大な効果を強調した説明によって販売したことが購入者に対する不法行為に当たるとして、販売業者等に対して、支払済み代金相当額の損害賠償を求めた事案です。

しかし、第一審判決は、購入者にも一定の過

*1 特定非営利活動法人消費者機構日本(COJ)、特定非営利活動法人消費者支援機構関西(KC's)、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会(なくす会)、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道(ホクネット)の4団体(2022年6月現在)

*2 各事案の概要等は、各注記のほか、『現代消費者法』50号(2021年)4ページ以下の「特集 消費者裁判手続特例法の見直しへ向けて」を参照

*3 事案の概要等は本特集3のほか、http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_211025_01.htmlを参照

*4 最新の状況等は、http://www.coj.gr.jp/trial/topic_220107_01.htmlを参照

失が認められ、その過失の程度は購入者ごとに異なるなどとして、本制度の訴訟要件の1つである支配性の要件を満たさないものとして訴えを却下しました。また、控訴も棄却され、2022年6月現在、最高裁に上告中です。

③順天堂大学医学部入試における不当な得点調整に関する損害賠償請求 (COJ、提訴日2019年10月18日)*⁵

東京医科大学と同様の事案です。入学検定料等の返還義務を認める旨の判決が確定し、2022年6月現在、簡易確定手続がなされています。

④「給与ファクタリング」業者(株)ZERUTAに対する損害賠償請求(なくす会、提訴日2020年6月8日)*⁶

給料の一部を買い取ったとして給料日前に現金を渡し、差額を手数料として受け取る「給与ファクタリング」というしくみが、実質的には利息制限法等違反の金銭貸付けで不法行為に当たるとして、運営会社に対して、支払済み金銭相当額の損害賠償を求めた事案です。この事案では、提訴に先立ち、特例法に基づく仮差押えが初めて申し立てられ、少額であったものの一定の資産保全が図られていました。また、この仮差押えの担保金については、国民生活センターの立担保援助手続が活用されました。

その後、運営会社の損害賠償義務を認める判決が確定し、簡易確定手続において、一部にはとどまったものの、保全資産を原資とする被害回復が実現しました*⁷。

(2) 申入事案

提訴事案だけでなく、訴訟外での被害回復の申入れも一定の成果を上げてきています。代表的なものが、葛の花由来イソフラボン配合の機能性表示食品の広告を不実告知とする返金等の申入事案(KC's、2018年3月5日申入れ)です*⁸。

これは、^{そうしん}瘦身効果を標ぼうする機能性表示食品を販売していた16社に対し景品表示法違反の優良誤認表示を行っていたとして措置命令がなされたことを受け、これらの表示は消費者契約法上の不実告知にも該当するとして、自主的に返金を行った1社を除く15社に対し、購入者への通知と返金を申し入れたものです。大半の事業者は申入れに応じ、1万6000名を超える購入者への返金を実現しました。

特例法の運用の現状に対する評価と課題

このように特定適格消費者団体の特例法による被害回復への取り組みは、一定の成果を上げてはいるものの、活発に利用されているとは言いがたいところです。消費者庁において2021年3月から9月にかけて開催された「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」(以下、検討会)の最終報告書(以下、検討会報告)*⁹においても、特例法による被害回復への取り組みは「広がりや欠いている」と評価されています。

この検討会での議論も踏まえ、特例法の課題と考えられる点のうち、とりわけ重要と思われるものを紹介します。

(1) 取り組みの対象とし得る事案の限定

最も大きな課題は、現行の特例法では、被害回復に取り組める事案が限られているという点です。検討会報告は、現行の特例法における次の3つの限界を指摘しています。

① 現行法が対象外としているために事案の本質が捉えられない

例えば、東京医科大学入試の事例では、入学検定料等の返還に加えて慰謝料請求も想定され、むしろ慰謝料のほうがこの事案における本質的な請求となるべきところ、現行の特例法では慰

*5 最新の状況等は、http://www.coj.gr.jp/trial/topic_220427_01.html を参照

*6 立担保援助手続の活用を含む事案の詳細は、長田淳「給料ファクタリング事業者に対する集団的消費者被害回復請求事例報告」『現代消費者法』50号(2021年)16ページ以下を参照

*7 被害回復の詳細等は、<http://saitama-higainakusukai.or.jp/correction/recovery.html#zeruta> を参照

*8 申入れ概要等は http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000863 を参照

*9 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_003/assets/consumer_system_cms201_211008_01.pdf

謝料請求を対象とはできない限界があります。

また、販売預託商法などの悪質事案では黒幕的な人物に資産が流出していることも珍しくないところ、現行法は、対象消費者と被告となるべき者との間に契約関係があることを原則としていることから、このような黒幕的な人物に対する共通義務確認訴訟の提起は難しいという限界も指摘されています。

このようなことから、特例法の対象事案、被告の範囲等の要件についての見直しが課題となっていました。

②情報・資料の取得手段が限られていることにより見通しが立てられない

特定適格消費者団体は、消費者からの情報提供やPIO-NET情報など、消費者被害に関する端緒情報については、一定程度入手が可能です。しかし、提訴の是非判断に当たって重要となる、事業者の責任や資産の有無に関する情報や資料の取得手段は限られています。

このようなことから、国や地方自治体が保有する行政処分のための情報の提供の可否や、事業者の財産に関する情報の取得の可否などが課題となっていました。

③対象消費者にとっての費用対効果の観点から提訴を断念せざるを得ない

共通義務確認訴訟の勝訴判決が確定した場合、現行法では、特定適格消費者団体は原則として簡易確定手続の申立てが義務づけられます。しかし、簡易確定手続には相当な手間と費用がかかります。このため、事業者に資産があることが確実な事案でない限り、特定適格消費者団体としては提訴に踏み切れないという問題が指摘されていました。

このようなことから、簡易確定手続の申立義務の緩和や申立期間の延長などの手続の柔軟化が課題となっていました。

(2) 特定適格消費者団体の対応可能性の限界

次に、特例法の担い手となる特定適格消費者団体の体制的・財政的な面での限界も、特例法

の活用が進まない重要な要因の1つであり、解決が必要な課題です。

そもそも、特定適格消費者団体は全国で4団体しか存在せず、地域的な広がりも欠いています。それだけでなく、各団体の体制や財政基盤は、特例法による被害回復手続を担うには必ずしも潤沢ではなく、対象消費者の数が例えば数万人規模の事案となれば、通知義務や授権受付、債権確定手続などの簡易確定手続におけるさまざまな手続負担を担い切れぬおそれのあることが指摘されています。

被害者が多数に上るがゆえに特定適格消費者団体が被害回復への取り組みを断念するとなれば本末転倒であり、特定適格消費者団体の事務負担の軽減や、簡易確定手続における特定適格消費者団体・事業者・行政の役割分担の見直し、制度を支える支援体制の整備等が課題となっていました。

検討会報告と改正法案の提出

検討会では、このような課題のほか、現在の特例法に関するさまざまな課題が議論され、検討会報告においては、これらの課題を解決するために必要と考えられる対応が取りまとめられました。その後、この検討会報告の内容を踏まえた特例法の改正法案が2022年3月1日に国会に提出され、5月25日に成立し、6月1日に公布されています。この改正法の内容については、**本特集2**をご参照ください。

おわりに

以上、特例法の運用の実情を明らかにしつつ、その課題を紹介してきました。まだまだ十分に活用がされているとはいえ現状ですが、これまでに被害回復が実現した事案をみると、特例法があったからこそともいえる面があることは確かです。今回の改正法が一日も早く施行され、特例法が消費者の利益擁護のために真に意義のあるものとなることを願ってやみません。

消費者裁判手続特例法改正の概要



伊吹 健人 Ibuki Kento 消費者庁消費者制度課政策企画専門官

消費者裁判手続特例法とは*1

消費者裁判手続特例法*2(以下、法)は、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる二段階型の訴訟制度(消費者団体訴訟制度[被害回復]。以下、本制度)を設けるものとして2013年に制定され、2016年10月1日に施行されました。

本制度は、消費者被害では同種の被害が拡散的に多発する傾向にあることや、個々の消費者が自ら訴えを提起するなどして被害回復を図ることが困難な状況にあることなどから、被害の集団的な回復を図るために創設されたものです。

具体的には、一段階目の手続(共通義務確認訴訟)で、特定適格消費者団体(以下、団体)が原告となって、事業者が消費者に対して責任(共通義務)を負うか否かを判断し、責任が認められた場合には、二段階目の手続(簡易確定手続、異議後の訴訟)で事業者が誰にいくら支払うかを確定

するというしくみです(図)。

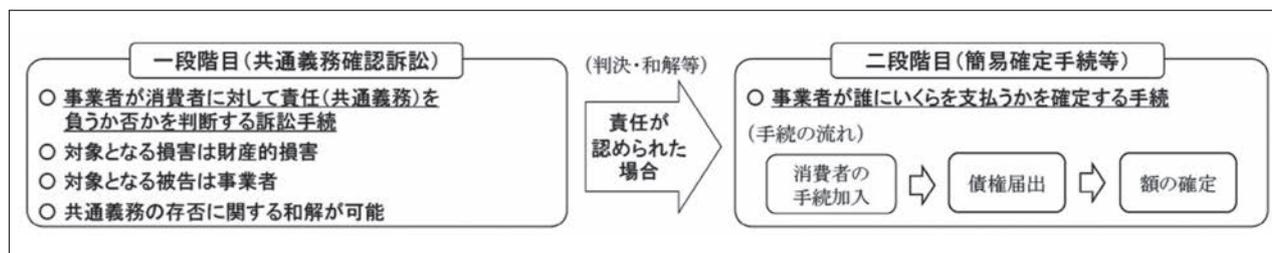
本制度は、被害救済手段の1つであり、消費生活相談との関係では、例えば、相談者に対してさらなる情報提供先として団体を案内する場面や団体からの(手続の対象となることを知らせる)通知を受けた消費者から相談を受ける場面などで、制度の理解が必要になると考えられます。

改正の背景・全体像等

法施行後、本制度の運用が一定程度積み重ねられてきたことを踏まえ、消費者庁は2021年3月から「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催し、2021年10月に報告書が取りまとめられました。

消費者庁では、同報告書や意見募集・意見交換等を踏まえ法制的な検討を行い、2022年3月に「消費者契約法^{およ}及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出しました。同法案は、同年5月25

図 現行の消費者団体訴訟制度(被害回復)の概要



消費者庁ウェブサイト掲載資料より抜粋

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2022/assets/consumer_system_cms101_220613_01.pdf

*1 以下、本稿中、意見にわたる部分については、筆者の個人的見解である

*2 正式名称は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)。なお、今般の改正により、「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改められる。また、今般の改正で、多くの条文の条文番号の繰り下げ等も生じているところ、本稿では特記なき限り改正後の条文番号を記載する

日に成立し、同年6月1日に「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第59号)」(以下、改正法)として公布されました。

今般の改正では、消費者の被害を救済しやすく、消費者が利用しやすい制度へと進化させるとともに、制度を担う団体が活動しやすい環境整備を行うため、制度の対象範囲の拡大、手続の柔軟化、消費者への情報提供方法の充実、消費者保護の充実、消費者団体訴訟等支援法人を認定する制度の導入、団体の負担軽減等の措置を講じています。

本稿では、消費生活相談の現場に特にかかわりが強いと思われる事項を中心に、改正のポイントを紹介します。

制度の対象範囲の拡大

—どんな事案で利用できるか—

(1)一定の慰謝料の請求を可能に(法3条2項6号)

改正前の法では、精神上的苦痛を受けたことによる損害については、共通義務確認の訴えを提起することができないとされていました。

今回の改正により、所定の要件を満たす場合に慰謝料が共通義務確認の訴えの対象になることとなります。

要件のポイントは、

- ①その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、
- ② i) 現行法上対象となる損害に係る請求(財産的請求)と併せて請求されるものか、
ii) 事業者の故意によって生じたもの

のいずれかに該当することです。

例えば、大学入試の受験生が事前説明なく性別等により一律に得点調整を受けたという事案で受験料相当額等と併せて請求される慰謝料や、故意に本人の同意なくその個人情報をいわゆるカモリストとして名簿屋に売却されたような事案における慰謝料が考えられます。

(2)悪質商法に関与した一定の個人を被告とする訴えを可能に(法3条1項5号、同条3項3号)

改正前の法では、共通義務確認訴訟の被告となり得る者は「事業者」に限定され、自らの事業を行っているのではない、法人である事業者の代表者及び従業員等の個人は、これに該当しないと考えられていました。そのため、いわゆる悪質商法事案で、法人のかたちが取られている場合には、主導的役割を果たしたような個人についても、「事業者」といえなければ^{*3}被告とすることはできませんでした。

今回の改正により、所定の要件を満たす場合に「事業監督者」^{*4}・「被用者」を被告とすることが可能となります。

条文上は、対象となる義務を規定する法3条1項5号と、被告となる者を規定する法3条3項3号にまたがって定められていますが、要件のポイントは、

- ①事業者の被用者が消費者契約に関する業務の執行について第三者に損害を加えた場面(民法715条のいわゆる使用者責任が適用される場面)で、
- ②事業者^{また}に故意又は重過失があり^{*5}、かつ、
- ③被告となる事業監督者・被用者に故意又は重過失があること^{*6}です。

*3 法人格が形骸に過ぎない場合や法人格が濫用(らんよう)されている場合には、代表者などの個人が事業者とみなされることはあり得る

*4 事業者^{に代わって}事業を監督する者をいい、事業者、事業監督者及び被用者を「事業者等」と総称する(法2条4号)

*5 被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠った場合(法3条1項5号イ括弧書き)。なお、事業者は、消費者契約の相手方である事業者のほか、その債務の履行をする事業者や勧誘をする事業者など、法3条3項3号イに規定する所定の事業者であることが前提となる

*6 事業監督者の場合は、被用者の選任及びその事業の監督について故意又は重大な過失により相当の注意を怠った場合(法3条1項5号ロ括弧書き)。被用者の場合は、第三者に損害を加えたことについて故意又は重大な過失がある場合(法3条1項5号ハ上段括弧書き)

手続の柔軟化

—どんな手続で救済が図られるか—

本制度は既に消費者の被害回復に要する時間・労力・費用の低減のために工夫して仕組みられたものですが、例えば、一段階目の手続で審理が長期化すると救済までに一定の時間を要することになります。

この点、改正前の法においても一段階目の手続や二段階目の手続で和解をすることは可能でしたが、一段階目の手続における和解は「共通義務の存否」といった対象に限定されていました。また、和解によって共通義務が認められた場合も、団体は原則として簡易確定手続開始の申立てをする義務を負うこととしており、二段階目の手続を経て救済を実現することが想定されていました。

今回の改正では、和解対象の限定を廃止することで、さまざまな和解が可能となります。例えば、(共通義務の存否に拘泥せず)解決金を支払う和解や、金銭の支払以外の方法で救済を図る和解、支払総額を取り決める和解、個々の消費者への支払まで完結する和解などが想定されます^{*7}。

また、一段階目の手続が和解で終了したときに、団体が簡易確定手続開始の申立義務を負わない場合を認めること(法15条2項、3項)^{*8}で、二段階目の手続に進むことなく和解内容の実現を進めることが可能となります^{*9}。

一般に民事裁判で早期・柔軟な解決を図るために和解が考えられるところ、これらの改正により、本制度においても同様に、より早期・柔軟な解決・救済が期待されます。

消費者への情報提供方法の充実

—裁判に関する情報をどうやって知ることができるか—

(1)改正前の情報提供方法

まず、団体において、二段階目の手続で、知れている対象消費者に対して団体への授権に必要な情報を個別通知するとともに、公告(団体のウェブサイトへの掲載等)します(改正前の法25条、26条)^{*10}。

次に、相手方である事業者は、二段階目の手続で、団体の求めがあれば、対象消費者の範囲等の官報公告事項を公表(事業者のウェブサイトへの掲載等)します(改正前の法27条)。

さらに、内閣総理大臣は、判決等に関する情報を公表します(改正前の法90条)。

(2)事業者等による通知の導入(法28条)

消費者にとっては、初見の団体からの通知よりも元々関係のある事業者等からの通知のほうが受け入れやすい場合も多く、社会全体としてのコスト・効率性の観点からも事業者等から通知することが望ましい場合が多いと考えられます。

今回の改正では、一段階目の手続で共通義務か和解金の支払義務を負うことが確認された事業者等に、二段階目の手続で消費者への通知(相手方通知)義務を課すこととされました。

事業者等が相手方通知をした消費者について、団体は重ねて通知する義務を負いません(法27条1項第一括弧書き。任意に通知することはあり得る)^{*11}。団体の公告や事業者等の公表は従来どおりなされます^{*12}。

なお、事業者等が相手方通知義務を負うのは団体からの求めがあったときですので、悪質事

*7 一段階目の手続における和解に関しては、このほか、和解において明らかにすべき事項や、いわゆる不起訴合意の他の特定適格消費者団体への効力に関する規定(法11条)等が設けられた

*8 簡易確定手続開始の申立義務に関しては、このほか、申立期間を4カ月とし(改正前は1カ月)、伸長を可能とする(法16条)などの改正がされている

*9 このような場合に団体が報酬を受領することも可能となる(法82条2項)

*10 団体が通知するために必要な情報を得られるように、相手方である事業者が対象消費者の氏名・住所・連絡先が記載された文書を持つ場合に情報開示義務を課し、団体の申立てにより裁判所が当該事業者に情報開示を命ずることができることとしている(改正前の法28条、29条)

*11 事業者等は、相手方通知をしたときは、相手方通知をした対象消費者等の氏名等を団体に通知しなければならない(法28条3項)

*12 事業者等の公表義務(法29条)について公表事項を相手方通知事項と同様のものとする改正等がされている

業者のように消費者に通知させるべきでない場合には、団体は事業者等に相手方通知を求めず、自ら通知等することになると考えられます*13。

(3) 団体による通知の簡潔化(法27条2項)

通知における記載事項が多岐にわたると、かえって読まれにくくなり、費用もかさみます。

今回の改正では、団体の通知において、公告を行っている旨等の所定の事項を記載する場合には、一部の事項の記載を省略できるようにされました*14。

(4) 行政による公表の拡充(法95条)

内閣総理大臣による公表事項に、簡易確定手続開始決定の概要、団体の公告・通知の概要が追加されました。

消費者保護の充実

—より安心して利用してもらうために—

(1) 時効の完成猶予・更新の特例の整備

消費者が団体による裁判手続の追行を見守っている間に時間が経過すると、消費者の事業者に対する債権の消滅時効が問題になり得ます。

改正前の法は、二段階目の手続で債権届出があった場合の特例を設けていたところ(改正前の法38条)、今回の改正で、一段階目の手続の訴え却下判決の確定等により二段階目の手続に進まないような場合や、簡易確定手続開始の申立ての取下げにより二段階目の手続が債権届出に至ることなく終了したような場合の特例が加わりました(法68条)*15。

これにより、消費者として、自身の権利の実現を団体の活動の帰趨^{きすう}に委ねやすくなることが期待されます。

(2) 裁判記録の閲覧主体の制限

改正前の法においては、簡易確定手続の記録

について、通常の民事訴訟と同様に誰でも閲覧請求可能でしたが、今回の改正により、閲覧請求主体が当事者及び利害関係を疎明した第三者に限定されます(法54条)。

「消費者団体訴訟等支援法人」の認定制度の導入

制度の実効的な運用を支える第三者的な主体として、新たに、国の認定を受ける「消費者団体訴訟等支援法人」が、団体のサポート等を行うしくみが導入されました(法4章等)。

同法人には、団体から消費者への情報提供や金銭の管理等を受託することで団体の事務負担の軽減を図るほか、行政の公表の受託や相手方通知の事務処理等も併せて担うことで、一元的な情報提供を実現することも期待されます。

どのような法人が認定されるかは今後の運用によりますが、認定され、業務が開始されれば、同法人を通じて消費者に一元的に情報提供がなされるようになることが期待されます。

特定適格消費者団体の負担軽減等

このほか、特定認定の有効期間を3年から6年に延ばすこと(法75条)や、適格消費者団体との連携協力規定(法81条4項)を設けること等の措置が講じられています。

今後の対応

特例法に関する改正法は公布の日から1年6カ月を超えない範囲内で政令で定める日より施行されることとなっており(改正法附則1条1号。経過措置については同3条以下参照)、今後、施行に向けて政令・内閣府令の整備等が進められる見込みです。

*13 二段階目の手続における事業者等の義務として、団体から対象消費者等の数の見込み等について照会があるときの回答義務も導入されており(法30条)、団体が情報提供の方針を立てやすくなることが期待される

*14 団体の通知に関しては、このほか、情報開示義務の対象となる文書について、あらかじめ開示がされなければその開示が困難となる事情があることの疎明等の所定の要件を満たす場合に、一段階目の手続の時点で裁判所が開示を命ずることができる「保全開示命令」の導入(法9条)や、通知・公告、情報開示に関する規定の所要の改正等がされている

*15 具体的には、①法68条の表上欄の各場合に②各中欄の日から6カ月以内に③(個人で)裁判上の請求等の民法147条1項各号に掲げることがなされたときに、各下欄の対象債権について、共通義務確認の訴えが提起されたとき等に裁判上の請求等があったものとみなされる

東京医科大学に対する受験料返還訴訟



鈴木 敦士 Suzuki Atsushi 弁護士

1999年弁護士登録。2008年から2014年、内閣府・消費者庁に勤務し、消費者裁判手続特例法の立案に関与。特定非営利活動法人消費者機構日本理事、東京医科大学事件の代理人を務める



入学差別事件はどのようなものだったのか

東京医科大学の入学試験には、一般入学試験とセンター試験利用入学試験があり、いずれも一次試験合格者に対して、小論文、適性検査および面接を内容とする二次試験が行われていました。平成29(2017)年度入試においては、小論文の点数(60点満点)に0.833を乗じたうえで、現役の男性受験生には5点、一浪の男性受験生には4点、二浪の男性受験生には3点を加点する一方で、女性受験生、三浪以上の男性受験生、高等学校等コード51000番以上の者(大学入学資格検定合格者、外国の学校等の修了者、国際バカロレア資格取得者など)には加点しないという得点調整を行っていました。

平成30(2018)年度入試においては、小論文の点数(100点満点)に0.8を乗じたうえで、現役、一浪および二浪の男性受験生には10点、三浪の男性受験生には5点を加点する一方で、女性受験生、四浪以上の男性受験生、高等学校等コード51000番以上の者には加点しないという得点調整を行っていました*1。

募集要項にはこのような得点調整を行うことは記載されていませんでした。

裁判手続はどのように進められたか

1 特定適格消費者団体の消費者機構日本(以下、COJ)は、同大学に対し、2018年9月に合格者を除く女性および三浪以上の全受験生について入学検定料相当額の賠償を求めました*2。

同年10月に同大学の第三者委員会の第一次調査報告書が提出され、一部の受験生には個別に補償交渉が行われていましたが、COJの申入れに対しては、第三者委員会の最終報告を待つ検討したいという回答でした。そこで、同年12月に東京地裁に提訴し、民事1部に係属しました。東京地裁では共通義務確認訴訟は特定の2つの部に係属することになっているようです。

第1回口頭弁論後に、弁論準備に付され、4回の弁論準備が行われ、人証調べは行われずに、2019年11月22日に結審しました。そして、2020年3月6日には判決がありました。提訴から1年経たずに結審しており、個別訴訟よりも早い進行で、本制度の趣旨に沿ったものです。この点は、裁判所の的確な訴訟指揮によるものと思います。なお、特定適格消費者団体の費用を正確に積算するために、訴訟費用額確定処分を得て、訴訟費用を取り立てました。

2 簡易確定手続開始の申立書には、届出期間についての意見を記載し、できる限り、届出消費者の数の見込み、通知・公告の方法およびこれ

*1 学校法人東京医科大学「第三者委員会第一次調査報告書について」(2018年10月23日)
https://www.tokyo-med.ac.jp/news/2018/1023_200500001936.html

*2 提訴前の申入れ、共通義務確認訴訟、簡易確定手続の経緯の詳細は消費者機構日本のウェブサイトを参照
http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_211025_01.html

に要する期間、情報開示命令申立ての見込みについて明らかにする必要があります(平成27年6月29日最高裁判所規則第5号11条2項、3項)。しかし、対象消費者の数や、相手方に対象消費者についてどのような情報があり、開示する意思があるのか否か把握していないと、届出期間についての意見の記載が困難です。そこで、申立て前に相手方に照会をしたところ、一定の回答を得ることができました。

3 そして、2020年4月17日に簡易確定手続開始の申立てをしました。東京地裁では民事20部という破産事件を取り扱う部が担当することになっており、常に共通義務確認訴訟を行った部と異なることとなります。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中であり、一般の民事事件の期日は延期されていたため、破産事件の申立てについても開始決定までに通常より時間を要していました。COJとしても、緊急事態宣言の期間中の授權受付は避けたいと考え、解除後の決定を求めました。そのためもあり、開始決定が同年7月10日にされました。開始決定では届出期間と認否期間を定めることとしており、届出期間は同年11月10日、認否期間は2021年1月25日までとされました。届出期間4カ月、認否期間2カ月(15日間は年末年始を含むことから「おまけ」です)でした。

また、本件では、対象消費者が、得点調整を知っていたとしても受験をしたか否かが個別の事情として争点となりました。その点、どのような資料に基づいて認否をし、裁判所が判断するのかについて、あらかじめ協議をしなければ、COJとしては授權時にどのような事情を対象消費者に聞けばよいのかが分かりません。認否を争う旨の申出は認否から1カ月以内にする必要があります。多数の対象消費者について手続を円滑に進めるためには、授權時に事情聴取や資料収集をできるだけ行う必要がありました。裁判所も交えて協議をし、対象消費者に対するアンケートをすることになりました。また、特定適

格消費者団体の報酬費用についても議論になりました。

4 COJは、2020年11月5日、債権届出をしました。この際、閲覧制限(改正前の法50条・民事訴訟法92条)の申立てをし、対象消費者の氏名・住所について、閲覧制限が認められました。相手方は、2021年1月22日に認否をしました。本件では届出期間、認否期間ともに期間の延長はされていません。COJは、同年2月22日に認否を争う旨の申出をしました。その後、和解協議が行われ、同年7月27日に一部取下げをし、その他についてはすべて和解が成立し、簡易確定手続を終了しました。その後、COJが支払いを受けて、同年9月1日には対象消費者に送金しました。相手方がこの手続の趣旨を踏まえて手続に協力をした結果、円滑に進行することができました。

手続の中で生じた問題点

1 改正法で一定の対応がされた点

(1) 共通義務確認訴訟の対象となる請求としては、慰謝料の請求が挙げられていないので、本件では慰謝料を請求することができませんでした。この点は今回の改正法により対応されました。

(2) 特定適格消費者団体が簡易確定手続で対象消費者に対して行う通知については、授權時の説明義務を果たすために、法定の通知事項とともに説明すべき事項も加えざるを得ません。また、通知事項、説明事項ともに「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)に細かな指定があるために、通知が大部なものとなりました。改正法では通知事項が簡略化されました。この趣旨を生かしたガイドラインの改正が求められます。

(3) 簡易確定手続の記録について閲覧制限を申し立て、認められました。ただ、この場合の閲覧、謄写、謄本等の請求を当事者に限るという趣旨は、対象消費者は手続の当事者ではないから閲覧等できない趣旨か、対象消費者は当事者

と読み替え閲覧等できる趣旨かは問題になります。対象消費者が閲覧等できない趣旨とすると、本件は和解で終了して支払いがされているから問題ありませんが、強制執行を要する場合で対象消費者が自ら行うときには問題になります。一方で、対象消費者は閲覧等できる趣旨であるとする、多数の対象消費者があり、実質的に閲覧制限の意義が失われます。

改正法では、閲覧の規定の民訴準用がなくなり、当事者および利害関係者のみが閲覧できるとされました。対象消費者は、他人の債権届出については、平等取扱い(改正前の法59条)が問題になる場合などを除き、一般的には利害関係がないものと扱われるべきです。

2 改正法での対応がされていない点

(1) 訴額について、共通義務確認の訴えは財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなされますが、請求の個数が問題となり、本件では入試年度および受験生の属性から分類し、6つとされました。請求の個数を過度に細分化すると、費用の負担だけでなく多数性の要件にも影響することになるので、慎重に検討すべきです。

(2) 支配性の要件について、得点調整がされることを知っていれば受験しなかったか否かが個別に争点となり得ましたが、出願しないという選択が合理的であると考えられることから、陳述書等で合理性を覆すような事情の有無を審理すればよく、網羅的に尋問が必要になるとは考え難いとして支配性を認めました。一方で、旅費・宿泊費について因果関係や損害認定の個別性を理由に、支配性が認められませんでした^{*3}。この点は、改正法では、直接には対応されていません^{*4}。支配性の要件を欠く場合が例外であることが分かるような文言とすべきです。

(3) 簡易確定手続において共通義務確認訴訟の

判決の謄本の添付が求められ、1枚当たり150円の手数料を要します。裁判手続のIT化に伴い添付省略が認められるべきです。

また、債権届出の申立手数料は、債権1個につき1,000円ですが、入試年度ごと、試験区分ごとに別債権とされ、債権の個数に応じて定まるために、891個分の89万1000円の手数料と高額になりました。対象消費者は563人、総額は6594万円余りであり、通常訴訟であれば手数料は、21万8000円です。裁判IT化に伴う事務の合理化を踏まえ、1人500円とするなど減額が必要です。

(4) 届出期間については、短期間では届出の機会を逸することがあり得ますが、長期間とすると全体の解決が遅くなるという問題があります。根本的には必要に応じて届出期間を延長し、延長前の期間に届け出た債権については第1グループとして、当初定めた認否期間内に認否を求め手続を進行させ、延長した期間に届け出た債権は第2グループとして別に進行させるということが考えられます^{*5}。

(5) 本件では一次試験合格者以外の対象消費者に関する情報が廃棄されていたために、全体の1割程度しか通知ができませんでした。改正法では、共通義務確認の訴え提起後の保全が認められました。しかし、本件では、廃棄時期は明らかではないですが提訴前の可能性もあり、改正法の対処は十分ではありません。第三者からの情報収集などの規定も設けるべきです。

(6) 認否を争う旨の申出を廃止し、和解を試み、簡易確定決定をするほうが合理的です。特定適格消費者団体の事務負担の軽減からは、改正前の法65条5項では意思確認措置を既判力が生じる場合に限られているのに、ガイドラインで拡張されていることは問題だと考えます。

*3 山本和彦「東京医科大学共通義務確認訴訟第一審判決」『現代消費者法』53号(2021年)82ページ参照

*4 慰謝料については、その額の算定の基礎となる主要な事実関係が共通することが求められているが、他の損害賠償については求められていないということになると思われる

*5 特定適格消費者団体の報酬費用の割り付けについて困難な問題が生じるが、手続参加の費用と届出後の手続に関する費用に分けずに請求額の一定割合を認める方法を許容することが考えられる



若年消費者の信用取引における 適正与信の現状と課題

谷本 圭子 Tanimoto Keiko 立命館大学法学部 教授

専門は民法・消費者法。京都府消費生活審議会委員。著書に『これからの消費者法 - 社会と未来をつなぐ消費者教育』（共著、法律文化社、2020年）ほか

成年年齢引下げ後の若年消費者による 信用取引への懸念

2022年4月からの成年年齢引下げに当たり、ローンやクレジットについては、特に新たに成人となる18歳、19歳の若年消費者にトラブルが生じるのではないかと懸念が生じています。

「消費生活年報2021」（国民生活センター編）によれば、契約当事者の年代別にみた相談件数では、「フリーローン・サラ金」は20歳未満では上位25位以内に入っていませんが、20歳代では12位となっています。フリーローン・サラ金の相談件数は、20歳代以降は各年代で多く、全体の中で10位で、平均契約金額は約240万円と突出して多額となっています。また、相談事例の代金支払方法は、販売信用が年々増加し32.5%となっていて、そのうち「2か月内払い」は年々増加し7割以上を占めています。信用取引自体の問題性が、成人となり親の同意が不要となると表れてくるといえそうです。さらに、販売手口別では「クレ・サラ強要商法」にかかわる相談件数は1,911件で、その中でも、20歳代が契約当事者の多くを占めるという特徴がみられます。

若年者・消費者信用取引の特質

そもそも若年者はその年齢のゆえに「経験や知識が蓄積されていない」といえます。そのため精神状態に特徴がみられ、予測力や判断力に乏しく、また、経済的には他者に依存していたり所得が低かったりと、「経済力に乏しい」とい

ます。だからこそ、若年者については、将来に向けて「知識・経験の蓄積」と「自らの経済活動による所得」により、適切な社会生活を営むことができるよう、年長者が思慮すべきという理念が対応の前提となるべきです。

一方、ローンやクレジットなどの後払い（消費者信用取引）には、現実の支払いを後回しにして、すぐに欲しいものを取得できるという心理的気軽さがあります。最近では「ポストペイ」という言葉とともにその気軽さが宣伝されることにその特質が表れています。しかし、この気軽さは裏を返せば、将来支払えるかは不確実なのに買い物をしてしまう危険につながります。また、信用取引はほかの取引を支える機能を持つため、売買契約の際に無理やりサラ金等から借金をさせたりクレジット契約を組ませたりする、いわゆる「クレ・サラ強要」という問題も生み出しています。

若年者の「経験や知識が蓄積されていない」「経済力に乏しい」という特質は、ローンやクレジットの「心理的気軽さ」「将来の支払能力の不確実さ」と結び付いて、若年者が返済できない多額の債務を負う「過剰与信」の危険を招きかねません。ましてや、判断力、予測力や経済力が一般的に乏しい18歳、19歳の若年成人には、今や親の同意なくローンやクレジットの契約を結んでも取消権は認められないので、その危険は、より高まっています。さらに、2020年に割賦販売法が改正され、極度額が10万円以下の包括クレジットについては、簡単に申し込めるものが認



められています。今まではオンラインでの契約で、コンビニ払いや代金引換などひと手間かかる方法で決済するしかなかった高校生や大学生が、簡単で便利な決済手段としてこれを申し込むことが予想されます。「簡単さや便利さ」がリボ払いなどの手数料で増大し得る多額の債務という危険に若年者をさらしかねないのです。ローンやクレジットについて、成年年齢引下げへの対応が必要であることは明らかでしょう。

関係諸機関による対応

(1) 消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ

内閣府消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ(以下、WG)は、2017年1月のWG報告書において、信用取引について提案を行いました。まず、「処分等の執行の強化」として、「特定商取引法に係る契約またはその支払手段となる信用供与契約について虚偽記載を唆す行為の禁止及びその積極的な執行」を提案しています。クレ・サラ強要商法の禁止は、同法施行規則7条6号等の新設に結実しました。また、「事業者の自主的取組の促進」として、「若年成人に対する貸付・信用供与に係る健全性確保」が提案されています。具体的には、「貸付額に一定の利用限度額を設けることや、借入目的や勤務実態の確認を電話連絡等で実施するなど、返済能力の調査を一層適切に行う取組」や、クレジットについては、「クレジットカードの極度額に一定の制限を設けることや、個別クレジット契約の申込みに対しては収入源や収入額の確認を電話連絡等で実施するなど、支払可能見込額調査をより一層丁寧に行う取組」の推進が提案されています。そのうえで、自主的取組が奏功しない場合には、「消費者被害を防止するため、さらなる必要な対策を検討すべき」とされています。

(2) 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

2018年4月からは「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が2022年6月時点で6回開催されています。金融庁は第1回会議で、WG報告書の提案に沿った貸金業者による自主的取組を推進するとしました。また、2021年7月の第5回会議では、18歳、19歳への自主的取組が成年年齢引下げ後も実施されるよう日本貸金業協会に対して業界への周知や「横展開」を要請したとしています。一方、経済産業省は、クレジットに関して、第1回会議から日本クレジット協会によるクレジット教育に関する活動を自主的取組として示しています。また、金融庁と経済産業省は、事業者による自主的取組について実態調査を行い、これに基づき効果的な取組を推進するとしています。

(3) 実態調査結果

前記のように、金融庁および経済産業省からの要請を受けて、各業界団体が加入業者に対してアンケート調査を行い、その結果を公表しています。次から、18歳、19歳の学生に対する結果を中心にみていきます。

まず、日本貸金業協会による2021年度の調査の結果^{*1}によれば、「利用限度額の低額設定」については、2021年3月末時点で低く設定している貸金業者の割合は約75%ですが、2022年4月以降この割合は約46%へと減少し、かつ、「未定」との回答が約25%と相当割合に上るため、事業者が対応を変えることが予想されます。また、貸付けが50万円以下でも年収証明書を取得している貸金業者の割合は約17%で、2022年4月以降この割合は25%と増加していますが、未定(約19%)を合わせても50%に及びません。420事業者中、2021年3月末時点で18歳、19歳に貸付けを行う事業者は、一般顧客に対しては92事業者、学生に対しては47事業者ですが、

*1 日本貸金業協会「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果(2021年度調査)」(2021年10月15日)
<https://www.j-fsa.or.jp/doc/material/report/211015.pdf>



2022年4月以降は、それぞれ105事業者、52事業者となり、しかも「未定」との回答がそれぞれ108事業者、74事業者である点からは、大多数の貸金業者が成人となった18歳、19歳の若年者に対して、貸付けを行うのか、行う場合は自主的取組を実施するのか、分からない状況です。

一方、日本クレジット協会は2020年度の調査では、その時点の契約状況を調査したのみで、2021年度の調査^{*2}でようやく2022年4月以降の方針も調査しました。包括クレジットに関する調査結果によれば、極度額の少額設定については、調査時に実施している事業者の割合は約89%、「極度額30万円以下の調査の特例にも関わらず、原則支払可能見込額調査を実施している」事業者の割合は約77%、「収入の確認」をしている事業者の割合は約60%となっており、2022年4月以降もこの割合には大きな変化はないようです。なお、248社中、調査時点で18歳、19歳と条件なしに契約をする事業者は、一般顧客に対しては147社、学生に対しては99社ですが、2022年4月以降は、それぞれ177社、133社となるようです。なお、高校生とは契約しない事業者は、調査時点で33社、2022年4月以降も34社のみです。

さらに、金融庁は、銀行カードローンについて「融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化を推進する取組を進める」なかで、2018年に実態調査、2019年にフォローアップ調査^{*3}を行っています。その調査結果によれば、融資上限額を設定し年収を勘案するのは120行中102行にとどまり、そのうち83行が年収の2分の1としていて、年収の3分の1とするのは14行のみです。

(4) 関係閣僚会合

自主的取組が十分に促進されているとはいえない状況で、2022年1月7日の「成年年齢引下

げに関する関係閣僚会合」において、金融担当大臣は具体的な促進策を示しました。これに基づき、日本貸金業協会は、①「18歳、19歳の若年者への貸付けにおいては、貸付額に関わらず、収入の状況を示す書類の提出等を受けて確認するものとする」との内容 ②資金使途の確認や名義貸与・マルチ商法への注意喚起 ③成年年齢引下げの表現を用いた若年者への広告・勧誘の禁止を、社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」に盛り込み、金融庁は、2月16日に貸金業者に対して、このガイドラインに基づき社内規則を策定し、^{じゅんしゅ}遵守することを要請しました。その遵守状況については、当局の監督・検査によりモニタリングするとされています。このような対応を受けて全国銀行協会は2月17日に「成年年齢引下げを踏まえた銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を公表し、前記①～③と同様の内容を行うよう努めるとしました。前記の関係閣僚会合で経済産業大臣も一定の促進策を示し、3月18日に経済産業省は日本クレジット協会に対して、18歳、19歳の若年者に対する適切な情報提供と過剰与信防止義務の遵守の徹底を内容とする協力依頼を要請し、監督・検査を強化するとしています。

法制度の現状と課題

そもそも法制度は、若年者の保護のために、また、消費者信用取引に関して、十分な内容となっているのでしょうか。もちろん、消費者基本法は「消費者の年齢その他の特性」への配慮を、また、取引に際して「消費者の知識、経験及び財産の状況等」に配慮する事業者の責務を定めています(2条2項、5条1項3号)。このような規定の趣旨は、信用取引に関しては、貸金業法および割賦販売法において、「収入を基礎として返済能力や支払能力を調査する義務」を事業者に

*2 日本クレジット協会「成年年齢引下げに伴う18～19歳との契約等の実態把握のための調査(2021年度調査結果)」
https://www.j-credit.or.jp/information/download/young_agreement_2021.pdf

*3 金融庁「銀行カードローンのフォローアップ調査結果について」(2019年9月18日)
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190918/002.pdf>



課したうえで、過剰与信を防止する規定によって、また、「知識・経験・財産の状況・契約締結目的に照らして」適切な業務運営をするよう義務づける規定によって、相当程度に具体化されているといえます。

ただ、過剰与信を防止する規定も、収入証明を必須とはしていませんし、返済能力や支払能力の調査義務についても、決して少額とはいえない一定額以下の与信について「利用者保護に支障を生ずることがない」ことなどを理由として、課していません。そのため、特に知識・経験が乏しく、収入も少ない若年者に対しては、十分な内容とはいえないでしょう。

自主的取組の促進は奏功したか

WGが提案した「事業者の自主的取組の促進」は、提案から4年以上経っても、促進されたといえる状況になかったことは前記のとおりです。もっとも、引下げの直前になって、ようやく金融庁や経済産業省が対応策を示したことは評価できます。ただ、日本クレジット協会はウェブサイトで「大学生からのクレジットシミュレーション」を公開していて、経済産業省もリンクを張っていますが、成年年齢引下げにより親の同意なく「クレジットの契約もできるようになります」として、大学のあらゆる場面で堅実な行動よりもクレジットを使う便利さを強調する内容で、前記の要請とは^{あいい}相容れず、このような動画が消費者教育に用いられることは適切とはいえないため、改善が求められます。

法的対応の必要性

若年者への配慮は、成年年齢引下げ後の18歳、19歳への対応にとどまるべきではありません。若年者を対象とする、さらには高齢者も含めて、消費者の年齢に配慮する抜本的な法的対応が必要ではないでしょうか。考えられる法的対応としては、第一に、収入の証明を厳格にすることです。ローンについて貸金業法は、源泉徴収票

などの収入を証明する書面などの提出を受ける義務を、50万円を超える額の貸付けについて事業者に課していますが、「顧客の年齢に照らして必要と認められる場合」にもこれを課すべきと考えます。また、クレジットについては割賦販売法に、収入を証明する書面などの提出を受ける事業者の義務は定められていませんが、この義務を「利用者の年齢に照らして必要と認められる場合」にも課すべきと考えます。第二に、クレジット取引について利用者の支払能力の調査を厳格にするべきです。現在、割賦販売法は、包括クレジットについては限度額30万円以下、個別クレジットについて支払総額10万円以下の場合には、利用者の支払能力(支払可能見込額)を調査する事業者の義務を免除しますが、「利用者の年齢に照らして必要と認めるとき」には、義務を免除すべきではないと考えます。第三に、銀行カードローンにも貸金業法と同程度の規制を及ぼすべきです。同じローンなのに銀行によるローンには貸金業法が適用されないことには説明がつかないでしょう。そのうえで「顧客の年齢に照らして必要と認められる場合」に収入証明書面の提出を受ける義務を課すべきと考えます。

さらに、2カ月内後払いやクレ・サラ強要商法について、抗弁権の接続や取消権など消費者が行使できる民事上の権利を認めることも、今後検討する必要があります。もちろん、これらは若年者にのみかかわる問題ではありませんが、若年者に実際に生じている問題の解決に資するのみでなく、若年者の主体的な行動を促すことにもなるでしょう。

私たち年長者は常に、若年者が将来に向けて、知識・経験の蓄積と自らの経済活動による所得により適切な社会生活を営むことができるように、思慮し行動する責任を負うと考えます。信用取引に関しては、「若年者が収入に見合った消費によって生活を営む」という経験を少しずつ積むことができるよう、年長者は支援する必要があるのです。

不動産売買契約書 (その1)

中古住宅を
買うとき
売るとき

中戸 康文 Nakato Yasufumi 一般財団法人不動産適正取引推進機構 調査研究部 上席研究員
不動産適正取引推進機構では、不動産取引に関する紛争事例や行政処分事例等の調査研究を行っており、それらの成果を機関誌『RETIO』やウェブサイトにて情報提供している <https://www.retio.or.jp/>

契約を締結するときの心構え

不動産の売買では、売主と買主が対等の立場で契約を締結し、お互いに契約の定め(契約書の内容)について履行をする義務を負います。そして、いったん契約書を作成し取り交わすと、それ以降、取引は契約書の内容に従って進められ、取引について紛争が生じたときは、その内容に基づいて処理されることとなります。

このように、契約書は非常に重要なものですので、締結する前に必ずよく読んで、意味の分からないこと、納得のいかないことは、聞いたり調べたりして、内容を十分に確認・納得してから契約をするようにします。

⚠ 約束は、必ず書面にしておく

口約束は、後で「言った」「言わない」の水掛け論になります。大切な約束は、必ず書面にしておきます。

売買契約書の確認ポイント

売買契約書の一般的な項目*1

- ・ 売買の目的物の表示
- ・ 売買代金、手付金等の額、支払日
- ・ 土地の実測売買または公簿売買の別
- ・ 所有権の移転と引渡し、登記手続き
- ・ 抵当権等の負担の消除
- ・ 公租公課等の分担
- ・ 手付解除

- ・ 引渡し前の滅失・損傷
- ・ 契約違反による解除
- ・ 融資利用の場合
- ・ 契約不適合責任
- ・ 反社会的勢力の排除

契約の重要な事項について確認をする

(1) 売買の目的物の表示の確認

契約書記載の「売買の目的物の表示」に誤りがないか確認をします。

売主・買主双方が確認した、土地・建物の「不具合・損傷」等がある場合は、その内容と、取り扱いに関する合意(売主が修補して引き渡し、買主が当該状況を承知・承諾しそのまま引渡しを受ける、など)が契約書に明確に記載されていることを確認します。

なお、中古住宅の売買では、付帯設備等(エアコン、照明、庭木など)について、「売主が持っていた(または残置した)、故障していた」などのトラブルもよく聞かれます。

契約書と合わせて付帯設備一覧表等*2が作成される場合には、当該書面において、引渡しがされる設備やその故障・不具合などの状況について、売主・買主間でしっかりと確認をしておきます(☑)。

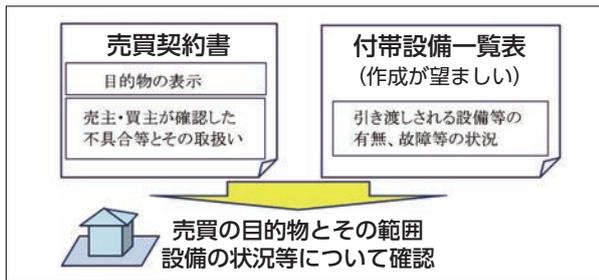
(2) 売買代金・手付金の額、支払日の確認

売買代金(手付金・中間金・残代金)の金額と支払日について、合意をしたとおりであるか、

*1 土地・建物売買契約書の参考例(土地実測売買)：(一財)不動産適正取引推進機構『不動産売買の手引』63-68ページ <https://www.retio.or.jp/info/ebook/baibai/html5.html#page=67>

*2 中古住宅取引の場合、引渡し時におけるトラブル回避の観点から、売買に際して「付帯設備一覧表」「物件状況確認書」を作成し、売主・買主間で内容確認されることが望ましい

図 売買契約書と付帯設備一覧表



支払日までに、買主の資金準備が十分可能であるか確認をします。

(3) 土地の実測売買・公簿売買、売主の境界明示に関する確認

土地の売買代金について、土地の面積単価を定めて実測面積に応じて代金を決める、いわゆる**実測売買**^{*3}と、登記簿表示の面積によって売買代金を確定し、以後その金額を変更しない、いわゆる**公簿売買**^{*4}とがあります。

○実測売買の確認事項

- ・実測面積が、道路・隣地所有者等の立会いを得て測量をした「確定測量図」^{*5}によるものであるかどうかを確認します。
- ・測量費用の負担が、売主・買主いずれの負担であるかについて確認をします。
- ・売主においては、実測面積が登記簿面積と異なった場合に、地積更正登記を行わない^{*6}ことについて確認をします。

○公簿売買の確認事項

公簿売買の契約書では、後日の面積に関する紛争回避の観点から「実測面積と差異があっても、お互いに売買代金の変更や契約解除等の請求は行わない」ことが契約の内容として明記されていますので、その旨確認をします。

なお、登記簿面積と実際の面積が異なること

は、よく知られているところです。実際の面積が公簿面積に比べて相当小さかった場合でも、そのことだけで買主は契約解除等をすることはできませんので、そのような疑いがある場合には、契約前に測量をするなどして、確認しておくことが大切です。

○売主の境界明示に関する確認

引渡しまでに、売主が買主に対して隣地との境界明示を行う旨の規定が、売買契約書に記載されていることの確認をします。

なお、「公簿売買」や「隣地所有者の立会いのない測量による実測売買」の場合においては、通常、隣地所有者の立会いはありませんが、隣地との境界トラブル回避の観点から、可能であれば、売主の境界明示に際して、隣地所有者の立会いを得ておくことをお勧めします。

(4) 所有権の移転手続きと引渡し、登記手続き

所有権の移転と引渡しの時期について確認をします。残金の授受と、物件の引渡しは同時に行われる(同時履行)のが原則です。契約書では同時履行となっていることを確認します。

また、所有権移転登記申請に関する費用の負担について確認をします。

(5) 抵当権等の負担の消除の確認

買主は、抵当権や地役権等、所有権の完全な行使を阻害するような権利がある場合には、引渡しまでには消除されることを、売主は、引渡し日までに、これらの権利の消除が可能であることを確認します。

なお、売主が消除を行わず、買主がその負担をそのまま引き継ぐ場合(私道における通行権や、高圧線が通っている場合の地役権など)はその旨と、引き継ぐ権利内容が契約書に記載さ

*3 私道負担がある場合の実測売買では、通常、セットバックや道路の持分を除く有効地面積の実測面積をもとに精算される

*4 公簿売買は、土地の売買代金に比べ測量費用が割高となる場合や広大な土地の場合に多く行われている

*5 実測売買は通常、道路・隣地の所有者等の立会いを得て境界確認を行い作成される「確定測量図」によって行われるが、作成の時間や費用の関係から、立会いの一部または全部を省略して測量をした測量図による場合もある。この場合、当該図面が隣地所有者等の境界の立会い・確認を得ていない(図面の境界線が確定されたものではない)ことに留意が必要

*6 地積更正登記は、実務上必要な隣地所有者の同意を得ることが容易ではないことから、通常売主がこれを行う義務を負うとする契約は行われない

れていることの確認をします。

(6) 租税公課等の分担等に関する規定

不動産の所有にかかる、固定資産税や都市計画税等の租税公課や管理費などの分担・按分方法について確認をします。なお、固定資産税等の精算の起算日については、地域の慣習などにより「1月1日」の場合と「4月1日」の場合とがあります。

契約解除の方法について 確認する(その1)



契約はいったん成立すると、解除しなければならない事情が生じたとしても、契約の条項に従って行うもの以外は、一方的に解除をすることができません。契約解除ができる場合とその方法についての確認は特に重要です。

(1) 手付解除

買主から売主に対して交付される手付は、原則として「**解約手付**」と解されます。

買主・売主は、相手方が契約の履行に着手^{*7}するまでは、手付解除(買主は手付金を放棄、売主はその倍額を償還)によって、契約を一方的に解除することができます。しかし、契約書に「手付解除期限」の定めがある場合は、その期日経過後は手付解除ができません。

契約書においては、手付金の金額^{*8}、手付解除の条項、特に「手付解除期限」が設けられている場合にはその期日について、確認をしておきます。

⚠ 手付金のない契約は危険

「手付金なし」で契約した場合、契約を解除しなければならない事情が生じたときに、手付金放棄による契約解除ができません(違約金が発生することになります)。「手付金が不要」だからと安易に契約することは、大変危険であることに注意をしてください。

(2) 契約違反による解除

契約の履行日において、買主が代金を準備し、売主に目的物の移転登記・引渡しを求めたにもかかわらず、売主が契約を履行しない場合など、相手方に契約の債務不履行があった場合は、相手方に履行を求める催告をしたうえで、契約を解除することができます。

また、相手方の債務の全部や一部が履行不能で、契約の目的を達成できない場合には、相手方に対して無催告で契約を解除することができます。

相手方の契約違反を理由に契約解除を行う場合、損害賠償額の予定(売買代金の10～20%が多い)を契約に定めることが多いので、契約書において、違約解除の規定および損害賠償の予定額の定めについて確認をします。

(3) 契約不適合による契約解除

買主は、引き渡された目的物に、買主が契約目的を達成できない不具合(契約不適合)があった場合、契約を解除することができます。契約書の契約不適合責任に関する条項において、内容の確認をします。

(4) 物件引渡し前の滅失・損傷による契約解除

天災等、売主に帰責事由のない理由により、引渡し前に売買物件が滅失した場合、買主・売主は契約解除をすることができます。

また、売買物件に著しい損傷が生じた場合でその修補に過大な費用を要するときや、買主の契約目的が達成できないときは、売主は契約解除をすることができます。契約書の「引渡し前の滅失・損傷」に関する条項において、内容の確認をします。

契約不適合と売主の担保責任の確認と引渡し前の滅失・棄損・損傷については、次回、詳しく解説します。

*7 何が「履行の着手」に当たるかは難しいが、契約の履行期日において、自己の債務を提供し相手方に契約の履行を求めたときや、買主が中間金を支払ったときは、「履行の着手」があったと考えられている

*8 手付金は、売買契約の解除に抑止力を持たせるため、一般に売買金額の5～10%程度とされることが多い。手付金を少額とする場合には、相手方からも簡単に手付金倍返しによる契約解除が可能ということを理解しておく必要がある

森林が支えてくれる
私たちの生活
—SDGsと森林—

森林による文化的サービス②

— 林業遺産 —

土屋 俊幸 Tsuchiya Toshiyuki 東京農工大学 名誉教授

専攻は「林政学」。2019年から現在に至るまで、林政審議会の会長を務める。ほかに、(一財)林業経済研究所所長や、(公財)日本自然保護協会執行理事を兼任している

今回も、森林の生態系サービスのうち文化的サービスについて取り上げます。この連載が文化的サービスに注目している理由としては、前回の説明の中で、森林の文化的サービスが「現代社会では、人間が人間らしく生きていくために欠かせないものとなりつつ」あるという言い方をしました。現代になって急激にその価値が注目されるようになった森林の生態系サービスとしては、このほかに気候変動の緩和策における森林および木材の機能(CO₂の吸収源)がありますが、このことについては次回で扱うことにし、今回は、ごく最近になって広く認識されるようになった林業遺産を取り上げます。

「林業遺産」の対象

皆さんは、「林業遺産」という名前を聞いたことがあるでしょうか。最近、「遺産」というネーミングが地域づくりや文化財の保全・活用の分野などではちょっとしたブームになっていて、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の「世界(文化・自然)遺産」「無形文化遺産」、日本の文化庁の「日本遺産」、FAO(国際連合食糧農業機関)の「世界農業遺産」など、いろいろな「遺産」への登録が各地域で行われるようになっていきます。ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」のように、具体的な地域やモノではなく、境界や範囲が必ずしもはっきりしない「文化」が対象の場合もあります。ここで取り上げる「林業遺産」は(一社)日本森林学会が選定元で、かなりユニークな「遺産」といえます。「林業遺産」は2013年度から選定が始まり、2021年度までに48件が選定されています。対象は、「林業景観」「林

業発祥地」「林業記念地」「林業跡地」「搬出関連」「建造物」「技術体系」「道具類」「資料群」の9種類で、例えば、「搬出関連」としては「我が国初の森林鉄道『津軽森林鉄道』遺構群及び関係資料群」(2017年度)、「林業発祥地」としては「天然林施業実践の森『東京大学北海道演習林』」(2014年度)、「資料群」としては「木曾式伐木運材図会」(2016年度)などが挙げられます。

「林業遺産」と文化的サービス

はじめに、林業遺産が森林の文化的サービスとどのように関係するのか? について、説明します。柴崎茂光氏、八巻一成氏を中心とする研究グループは、最近、包括的な研究書として『林業遺産 保全と活用に向けて』(東京大学出版会、2022年)を刊行しましたが、その中で、林業を「山との関わりを持ちながら、木材(用材や薪炭材)・動植物・楽しみ・畏れといった有形・無形の恵みを受ける活動や、山地災害などを軽減するために行う活動」と定義し、林業遺産は、上記のような定義の「林業活動を通じて、地域の歴史の中で何らかの意味を有する有形物または無形物」としています。我々がある有形物/無形物を林業遺産と認識することは、その有形物/無形物を、人が自然(森林)に働きかけ、その結果としてある恵みを受け取る活動(林業)の歴史的成果として価値があると、社会として認識し、「再価値化」「資源化」を図ったことを意味します。つまり過去に人が受け取った森林の生態系サービス(供給サービス、調整サービス、文化的サービス)を、もう一度、文化的サービスとして生き返らせる営為といえるでしょう。

屋久島の「林業遺産」

ここまで説明してきても、恐らく読者の皆さんの多くは、林業遺産についての具体的なイメージが描けなくて困っておられるのではないかと思います。次に、2016年度に林業遺産に選定された「屋久島の林業集落跡及び森林軌道跡」について、前記『林業遺産』をもとに簡単に紹介するとともに、その課題について述べたいと思います。屋久島は、鹿児島市から約135km南方に位置する離島ですが、島の中心部には九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)をはじめとする奥岳と総称される山々が^{きつりつ}屹立し、山腹には屋久杉と呼ばれるスギの天然林が広く分布する一方、海岸部には亜熱帯性の植生が広がるなど、自然に恵まれた島です。1993年には山岳部を主とした地域が日本で初めて世界自然遺産に登録され、世界遺産登録後は、縄文杉と呼ばれるスギ巨木が多くの観光客を集めて観光地として発展してきました。

しかし、その前史をたどると、江戸時代から豊富な森林資源を対象とした森林開発が始まり、第二次世界大戦後、伐採量のピークを迎える1960年代まで、林業が島の主要産業だったので。国有林で伐採された木材を搬出するための森林軌道・鉄道は1922年から敷設が始まり、第二次世界大戦後には島内各地で延伸され、軌道沿線奥地には林業集落が形成されました。しかし、急激な森林開発に伴う資源枯渇から1970年には最後まで残った最大の林業集落・小杉谷が閉村し、一方、住民による原生林伐採反対運動の活発化や全国の国有林の生産量縮小への方針転換もあり、島内の林業は急速に斜陽化していきます。この過程で、林業集落跡、森林軌道跡は一部を除いて放置されるままとり、また新たな森林施業の実施に伴って破壊され、さらに記録、記憶からさえも抹消されることとなりました。産業遺構、生活遺構として価値のある

写真 屋久島林業集落住居跡



柴崎茂光氏撮影

文化財が、行政にも、地元住民にも認識されないままに消滅する危機、「なきもの」にされてしまう危機にあったといえます。

実は、このような状況が大きく変わったのは「林業遺産」制度の存在でした。国有林を管理する林野庁は、屋久島の林業遺構を「林業遺産」とする方針に転換し、遺構の破壊等を避ける措置が研究者と協働で行われるようになりつつあります。今後は、屋久島町や住民との協力の下、屋久島の林業遺産の価値を高める努力がなされるようになり、例えば教育観光利用への活用も考えられるようになるかもしれません。

おわりに

この屋久島の事例でみたように、林業遺産に対する価値はその時々での社会の状況や環境によって、どんどん移ろっていきます。しかし、遺産は一度壊してしまったら、もう元には戻りません。また、林業は森林という自然の利用のかたちなので、その痕跡はすぐに「自然の中に埋もれ」てしまいますし、そもそも人間の営為自体が「森林の中に埋め込まれて」いて遺産だと気づかない場合も多いものです。そこで重要になってくるのは、多様な価値観を大事にする考え方、自然を多様な視点から見る目、時間の流れの中で物事をとらえる姿勢でしょう。

そして、これはまさにSDGsの考え方そのものではないでしょうか。

国際カードのしくみ(1)

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表

明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

国際カードの概要

国際カードは、ビザ、マスターカード、JCBなどの国際ブランドに象徴されるキャッシュレス決済サービスです。店舗等ではカードを提示し、インターネットショップではカード番号等を入力して支払う方式で、利用可能な店舗やインターネットショップが世界中に広がっています。国際カードの主な特徴は次のとおりです。

- ・クレジット、デビット、プリペイドの各方式に対応
- ・店舗等での対面取引と、通信販売やインターネット販売(非対面取引)に対応
- ・イシューア、アクワイアラー(後述)の役割分担により世界規模で加盟店網を構築
- ・カードがないもの(カードレスタイプ)やスマホアプリにも対応する柔軟性

代金を支払うタイミングでみると、後払いのクレジット、銀行口座から即引き落としが行われるデビット、事前にチャージした残高で払うプリペイドの3つの方式があります。日本では、2000年以降デビットやプリペイドが少しずつ増えていますが、世界全体で見ればおよそ半分がデビットで、欧米諸国などでは、クレジットよりもデビットのほうが枚数、利用額ともに多い所があります。

クレジットカードの見方

最近ではカードレスタイプも増えていますが、依然としてカードが発行されるタイプが主流で

図1 クレジットカードの表示内容(例)



す。カードの表示内容を見てみましょう(図1)。

カードの表には、カード内部に組み込まれたICチップの部品の①端子があり、②ブランドマーク ③カード番号 ④有効期限 ⑤カード利用者名などが表示されています。これらの基本情報に加え、その他サービスなどの追加情報(会員番号等)が表示されるものもあります。

なお、最近では、表にカード番号などの情報をまったく表示しないカードも増えています。これは、盗み見などによるカード情報の漏洩(ろうえい)を防ぐ目的があり、今後、カードの多くが番号を表示しない方式に変わると考えられます。

裏には①サインパネル(署名欄) ②セキュリティコード ③海外ATMロゴマーク ④発行会社の連絡先などが表示されています。

消費生活相談では、苦情内容を聞き取る際に④の連絡先を控えておくといでしょう。

国際カードに関連する事業者とその役割

国際カード取引に直接・間接的に関与する事業者は、主に①イシューア ②アクワイアラー ③加盟店 ④国際ブランド運営会社 ⑤決済代行会社(PSP)*です。

* 決済代行会社の英語表記(Payment Service Provider)を略してPSPと呼ぶこともある

これらの事業者の関係を示したのが図2です。

(1) イシューアー

カードを消費者(会員)に発行する事業者で、方式により次のような事業者が該当します。

- **クレジット方式**：原則としてクレジットカード会社。2カ月超払い(リボ、分割等)に対応しているため、制度上「包括信用購入あっせん業者」として経済産業省の登録を受けることが義務づけられている。
- **デビット方式**：原則、銀行。銀行の許可を得た事業者(電子決済等代行業)による対応も可能。
- **プリペイド方式**：プリペイド会社等。資金決済に関する法律(資金決済法)に基づき、前払式支払手段発行者または資金移動業者に該当。

〈イシューアーの役割〉

会員にカードを発行し、利用者の利用代金をアクワイアラーに速やかに支払う責任を負います。イシューアーは方式ごとに次のような方法で、アクワイアラーに代金を支払います。

- **クレジット方式**：利用者が支払うより前に、利用代金を立替えて支払う。
- **デビット方式**：利用者の預貯金残高から利用代金分を引いて支払う。
- **プリペイド方式**：利用者が事前にチャージした残高から利用代金分を引いて支払う。

(2) アクワイアラー

国際カードを受け入れる加盟店と契約する事業者です。国際カードは前述したとおり3方式ありますが、アクワイアラーは方式の違いを区別せずに、すべてのカード取引を処理します。国内制度では割賦販売法により3方式のうちクレジットの取引が規制の対象となっており、ア

クワイアラーは経済産業省による「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」の登録を受けることが義務づけられています。

アクワイアラーの役割は、加盟店が適正な取引を行うように管理すること、加盟店に対し滞りなく代金を支払うことなどです。最近では、アクワイアラーは大手の事業者のみと契約し、中小事業者等とは、後で述べる決済代行会社を通して契約する傾向があります。

(3) 加盟店

国際カードで商品やサービスを販売する店舗や事業者などで、法人ばかりでなく個人(事業主)も含まれます。店舗ではカードの決済端末を設置し、販売員が決済端末を操作します。このような販売方式を「対面販売」といいます。最近では人を介さずに処理するセルフレジや自動販売機なども増えています。インターネット販売などではウェブ上に構築したシステムをアクワイアラーや決済代行会社と接続することで国際カード決済に対応します。当然ですが、インターネット販売などはコンピューターシステムで自動処理されます。このような販売(決済)方式を「非対面販売」といって、対面販売と区別しています。対面販売に比べ非対面販売では不正取引の可能性が高くなりがちで、アクワイアラーや決済代行会社による加盟店申込み時の審査や管理は慎重かつ厳重に行われる傾向があります。

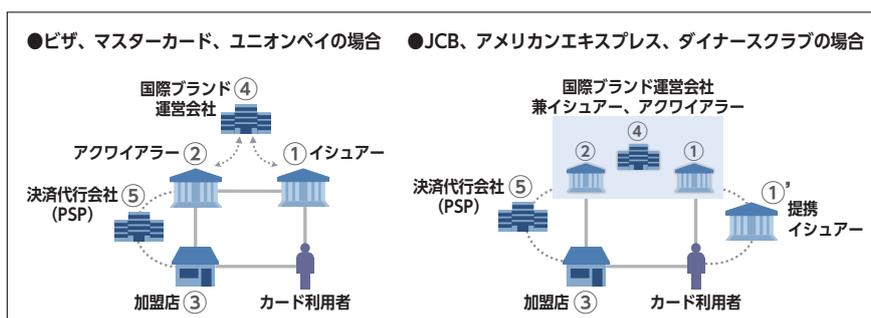
加盟店はアクワイアラーや決済代行会社等と加盟店契約を結び、その際に設定されたさまざまな条件のもとでカード決済を行います。

(4) 国際ブランド運営会社

国際ブランドの運営業務を行う会社です。運営業務(国際ブランド業務)には、国をまたぐ決済ネットワークの整備運営や、カード決済に関する運用ルールの策定と管理・運営などが含まれます。

ビザとマスターカードはそれぞれに運営会社が存在しま

図2 国際カードに関連する事業者



す。運営会社は国際ブランド業務のみを行い、イシューア、アクワイアラー業務は自ら行わずにクレジットカード会社や銀行などに任せています。それに対してJCB、アメリカンエクスプレスなどのブランドでは、運営会社が国際ブランド業務に加えてイシューア、アクワイアラー業務も行っています。

(5) 決済代行会社

アクワイアラーと加盟店の間に位置づけられ、国際カード決済の処理は代金の支払いなどについて主に次の業務を行います。

- ①加盟店をアクワイアラーに取り次ぐ業務
- ②アクワイアラーの代理業務
- ③加盟店の代理業務等

決済代行会社と契約して国際カードで商品やサービスを提供する販売者(加盟店)を、店子(店子加盟店)と呼ぶこともあります。なお、決済代行会社は国際カード以外にも電子マネー、キャリア決済、コンビニ払い、銀行振込など、さまざまな決済サービスに対応しており、販売者がアクワイアラーや電子マネー会社、通信キャリアなど複数の決済サービス事業者と契約する手間を省きます。さらに、インターネット取引での決済に必要なシステムも用意して加盟店の決済処理を支援しています。

事業体からみた決済代行会社の種類

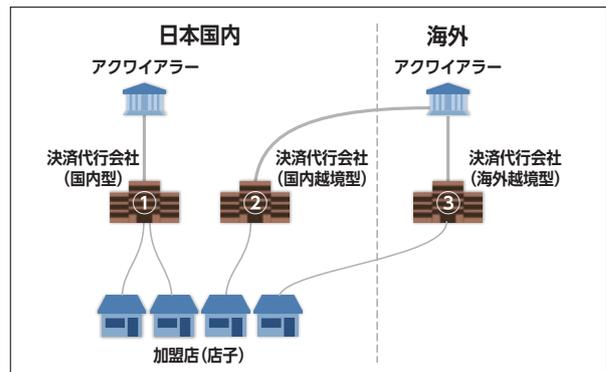
決済代行会社の種類はさまざまですが、法人所在地と対応する取引種別でみると主に次の3つの型に分類されます(図3)。

(1) 国内型(国内法人かつ国内取引)

国内に法人を持つ決済代行会社で、国際カードに関しては国内のアクワイアラーと契約して加盟店の国際カード決済をサポートします。この型の決済代行会社は、加盟店の申し込み申請を受けた際の審査(加盟店審査)は行わず、すべてアクワイアラーに取り次いで審査を任せていることから「取次型」とも呼ばれます。

これは国内アクワイアラー各社の統一方針によるため、国内アクワイアラーは契約する決

図3 決済代行会社の類型



済代行会社に対して加盟店の審査権を与えていません。この型の場合、加盟店はすべて国内アクワイアラーによって審査されることから、情報商材などトラブルの多い商材を扱う事業者が加盟店になることが難しくなっています。

(2) 国内越境型(国内法人で越境取引)

国内に法人を持つ決済代行会社で、国際カードに関して海外のアクワイアラーと契約して加盟店の国際カード決済をサポートします。この型の決済代行会社は加盟店審査も行いますが、決済代行会社の独自基準で行われるため、国内型に比べると加盟店の扱う商材の幅が広く、トラブルも多い傾向にあります。

なお、この型の決済代行会社は割賦販売法に基づき「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」の登録が義務づけられています。

(3) 海外越境型(海外法人で越境取引)

国内に拠点のない海外法人の決済代行会社で、海外のアクワイアラーと契約して加盟店の国際カード決済をサポートします。この型の決済代行会社も加盟店審査を行いますが、国内越境型同様、決済代行会社の独自基準で行っています。国内型に比べてトラブルが多い傾向にあり、国内に対応窓口がないなどの課題も指摘されています。なお、この型の決済代行会社は国内に法人登記がされていないため、割賦販売法に基づく「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」の登録資格がありません。

次号では国際カードの取引の流れ、チャージバック等のしくみなどについて解説します。

※図はすべて筆者作成



ドイツ

週末は小屋付き菜園で活力チャージ

- 商品テスト財団ホームページ <https://www.test.de/FAQ-Kleingarten-Das-sollten-Kleingartner-wissen-5182728-0/>
- ノルトライン=ヴェストファーレン州環境・農業・自然保護・消費者保護省ホームページ <https://www.umwelt.nrw.de/landwirtschaft/acker-und-gartenbau/kleingarten-und-kleingartenanlagen>

東西分裂時代の東ドイツでは、菜園付きの別荘「ダーチェ」(Datsche)が日常生活に浸透していた。語源はロシア語のダーチャとされ、旧東ドイツ地域で現在も生き残っている言葉である。野菜・果物を自給するとともに、休暇を過ごす拠点として、郊外のダーチェは不可欠な存在だった。

現在のドイツでも、類似の菜園は全国で見られる。同国を初めて訪れた人は、玄関口のフランクフルト空港から市内に向かう際、線路沿いに続く菜園に目を奪われる。色とりどりの花、野菜、果樹が植栽された区画ごとに、小屋が建っている。クラインガルテン(直訳すると「小さな庭」)と呼ばれる市民農園の一種で、こちらも古い歴史がある。自治体の土地を手頃な価格で利用できるが、連邦クラインガルテン法や州法が定めるルールを守らなければならない。

例えば、栽培する野菜・果物は自家消費に限り、商業目的で栽培することはできない。敷地の面積は1区画400㎡まで、小屋は床面積24㎡以下の1棟に制限される。週末に宿泊することは可能だが、居住に適した仕様にはならないので、暖房や衛星放送受信機の設置は禁止されている。

また、クラインガルテンを運営するのは各地域の協会(非営利組織)であり、利用したい人はまず協会の会員になってから、用益賃貸借契約を結ぶことになる。公共の緑地という性格から、契約者以外の人々が小径を散歩したり、ジョギングする光景もみられる。このように、人々の憩いの場となっているクラインガルテンだが、大都市では競争率が高く、ベルリン近郊では1区画に対し、申込者が1万5千人以上もいるのだという。



スイス、ドイツ

固形シャンプーのエコ度は使い方次第

- ロマンド消費者連盟ホームページ <https://www.frc.ch/ecologiques-un-peu-economiques-pas-du-tout/>
- 商品テスト財団「テスト」2020年6月号 <https://www.test.de/Shampoos-im-Test-1859216-0/>

液体のイメージが強いシャンプーだが、最近、紙箱入りの「固形シャンプー」が店頭で並ぶようになった。液体シャンプーから水分を抜いて固めたもので、成分は液体シャンプーと変わらない。一方、固形シャンプーと外見がよく似た「ヘアソープ(洗髪用石けん)」も流通しているが、こちらは名前のおり石けんの一種で、固形シャンプーとは別物である。ヘアソープはアルカリ性なので髪がきしみやすく、酢で作った酸性のリンズですすぐ必要がある。どちらもプラスチック容器を必要としないことから、環境にやさしいと宣伝されることが多い。

今回、ロマンド消費者連盟がテストしたのは、固形シャンプー10商品である。各商品を検査員に3週間使ってもらい、使用感等の感想を求めた。すると、泡立ちが少ないと指摘された商品が目立ったが、お

おむね高評価となった。しかし、同連盟は商品の経済性については疑問視している。複数品の包装に、「1個で液体シャンプー2本分」等と表示されているが、マネキンを使って使用量を実験したところ、250mlのボトル1本分相当だったからである。しかも、固形シャンプーは全般的に価格が高く、同じブランドの液体品と比べても差は歴然だったという。

さらに、固形シャンプーのエコ度が本当に高いかどうかだが、商品テスト財団の分析によると、プラスチック容器不使用という点で環境負担が軽いことは確かだという。しかし、液体品と比較した総合的なエコ収支の差は小さく、結局は使い方次第だとする。そのため、液体品から固形品に変更するよりも、水の消費量や洗髪回数を減らすことが環境にやさしいと結論づけている。



WHO

アルコール飲料の有害な消費を減らすために

● WHO ホームページ

<https://www.who.int/news/item/10-05-2022-who-highlights-glaring-gaps-in-regulation-of-alcohol-marketing-across-borders>

<https://www.who.int/publications/i/item/9789240046504>

飲酒はがん、肝硬変、高血圧症、アルコール依存症などの健康問題に加え、暴力や交通事故によるけがや死亡とも因果関係がある。毎年全世界で300万人以上がアルコール飲料の害で死亡しており、20～39歳では13.5%がアルコール関連死だという。

WHOは、2022年の第75回WHA(世界保健機関の年次総会)に際して「クロスボーダー・マーケティング、広告、販促を規制してアルコール飲料の害を減らす」と題する報告書を発表した。

近年のアルコール・マーケティングでは、ネット上でのプロモーション、オンライン広告、SNSでのインフルエンサー活用などのデジタル分野が大手アルコール飲料企業のメディア支出の7割以上を占めるといふ。世界レベルの主要なスポーツ大会を後援する、最近急増のeスポーツや人気のネット動画配

信サービスのスポンサーになるなども、国境を越えるアルコール飲料企業にとって消費拡大やブランド認知度向上の戦略だ。また、女性のアルコール飲料消費拡大のために、女性の社会進出と男女平等のイメージに飲酒を重ねて描くCM、乳がん撲滅など女性特有のテーマのイベントの主催にも意欲的だ。

WHO加盟国の多くではアルコール・マーケティングに何らかの規制があるが、約半数でインターネット(48%)とSNS(47%)の規制がない。国境を越えたアルコール飲料の販促に対する規制の欠如は、アルコール飲料の害に脆弱な子どもや青少年、女性、飲酒場面を目にする機会を避けるべきアルコール依存症患者などには重大な懸念事項である。WHOは、各国政府が国境を越えた規制も考慮した販売制限や禁止に協力する必要があると強調している。



イギリス

現金の入手手段を確保するために

● Which? ホームページ <https://www.which.co.uk/news/article/access-to-cash-will-be-protected-in-new-law-a1bFg6N5vzeg>

● 財務省ホームページ <https://www.gov.uk/government/news/new-law-to-protect-access-to-cash-announced-in-queens-speech>

ネットバンキングやデジタル決済の普及、最近ではコロナ禍での非接触決済の選好などでキャッシュレス化が進んだ結果、イギリス国内では銀行の支店が2015年から半減し、2022年中にさらに226カ所が閉鎖される。手数料なしで利用できるATMも2018年以降全体の4分の1に当たる12,000台以上が撤去された。交通の便もネットインフラも貧弱な地方の住人、ネットやITを使いこなせない高齢者など、約540万人の生活に大きく影響している。

さらに、最近9%という高いインフレ率で(2022年4月)食料品も燃料費も軒並み値上げされるなか、現金生活に戻る人も増えているという。Which?がこのほど調査したところ、クレジットカード等を併用しつつ主に現金で生活している人が54%、うち52%が現金は家計支出の見える化に役立つと答えて

いる。今後については、58%が生活費の高騰が続けば支出を切り詰める必要があるとし、その場合はこれまでまったく現金を使ってこなかった人でも20%が現金で家計を管理するつもりだと答えた。

Which?は2017年よりATM削減の危機を訴え続け、2020年予算で政府が導入の方針を示した法規制による現金入手手段の保護を強く求めてきた。このほど、EU離脱後のイギリスの金融サービス・市場の成長と国際競争力維持を促すための規制の改革を目的とする「金融サービス・マーケット法案」の議会上程が決定した。Which?は地域社会の現金ニーズを満たすために業界に課せられる要件を明確にし、銀行の支店消滅やATM撤去についてFCA(金融行為規制機構)が監視・監督できるようにする本法案の早期成立を期待している。

鳥取県のすべての高等学校を対象とした 消費者教育出前授業プロジェクト —消費生活センター、弁護士、高校教員、教育委員会の連携—

高橋 真一 Takahashi Shinichi 弁護士

鳥取県弁護士会消費者問題対策委員会委員長。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会消費者教育・ネットワーク部会所属。鳥取県消費者教育推進地域協議会委員



2022年4月スタートの成年年齢引下げ直前の2021年度に、鳥取県弁護士会(以下、弁護士会)は、鳥取県消費生活センター(以下、消費生活センター)、鳥取県立の高等学校(以下、高校)の家庭科と社会科の教員、鳥取県教育委員会(以下、教育委員会)との共同プロジェクトとして、県内の特別支援学校等を含む全42の高校で、弁護士による消費者教育の出前授業を実施しました(写真)(なお、新型コロナウイルスの感染状況悪化のため、一部の高校で未実施)。

出前授業で使用する教材作成

弁護士会と消費生活センターは、日頃から、勉強会を実施したり、各種協議会で顔を合わせていたり、信頼関係ができていました。2019年末、「成年になる直前の、県内のすべての高校生を対象にして、弁護士による、インパクトがあり記憶に残る効果的な消費者教育を実施したい」という話になり、本プロジェクトが動き出しました。

高校生を対象とする以上、教材(授業案)作成には現場の教員の協力が不可欠です。そこで、県消費者教育推進地域協議会の事務局である消

費生活センターから、協議会委員の家庭科教員に本プロジェクトの概要を説明しました。教員がこれに参加するには、教育委員会に関わってもらうことが不可欠であるため、消費生活センターから教育委員会に協力を要請しました。このように、消費生活センターが、弁護士、教員、教育委員会をつなぐ重要な役割を担ってくれたため、2020年3月から、効果的な出前授業の教材作成のスタートを切ることができました。

2020年8月、弁護士会は、日本弁護士連合会の消費者教育の分野で活躍する2名の弁護士を講師に招いて勉強会を開催し、教材内容の方向性を決めました。この勉強会で私が一番印象に残っているのは、「最新の消費者被害事例を並べ立て、高校生をビビらす」といった、弁護士がやりがちな従来の授業の教育効果は小さい、というものでした。

まずは、弁護士会で教材のたたき台を作り、その後は、消費生活センター(所長や次長など)、弁護士(4名)、高校教員(家庭科2名、社会科2名)、教育委員会(2名。うち1名は特別支援教育担当)で協議を重ねました。この協議の中で、高校教員からは、今の高校生がスマホでどのようなサイトや商品を見ているのかや、スマホで簡単に買い物をしてしまっている現状、容姿を気にして悩んでいる生徒に対する教材作成上の配慮の必要性、それぞれの高校によって生徒の理解度に大きな差があることなど、さまざまな示唆や指摘を受けました。このおかげで、生徒、教員、学校のニーズを把握したうえで、高校の現場が求める、効果的な教材作成を進めていく

写真 出前授業のようす



ことができました。

この協議以外にも、高校家庭科教員の研修会や弁護士会内などで、模擬授業を複数回実施し、そこで出された意見や感想をもとに、さらなる教材の改訂を重ね、2021年5月に教材が完成しました。

強く印象に残る3部構成の授業

出前授業で使用する教材は、3部構成になっています。実際の授業内容を順番に紹介していきます。

第1部は、生徒に消費者トラブルにあった場面を追体験してもらい、講師から生徒に「困ったときはどうする?」と問いかけます。私たち講師は「強く印象に残り、すぐに役立つ知識を」という目標がありました。冒頭で、生徒の気持ちをつかめるのか、極めて重要な場面です。講師は、その場で自分の携帯電話を取り出し、実際に消費者ホットライン188番に電話をかけてみせます。この時の生徒の驚きと戸惑い、これから何が起ころのだろうという期待と不安が会場内を包みます。講師は事前に消費生活センターの相談員と打ち合わせを行っていますが、本当の消費者トラブルの相談のように会話を進めていきました。生徒の感想では「消費者教育講演会と聞いてたから、めっちゃ難しい話をひたすら聞くんだろうなと思ってたけど、予想外に楽しく学べてすごく分かりやすかったです。特に実際に188に電話してみるっていうのが今までの講演でなかったことだし、面白くて眠たくなりませんでした」「本当に188に電話をかけているのが印象的で、今日の授業のことは一生忘れないと思った」といった、私たちのねらい以上のうれしいものがありました。

第2部は、だます側の手法に焦点を当て、だまされる時の「買いたい」「買わなきゃ」という心理状態について、生徒自身に考えてもらいました。こちらが創作した購買意欲を高める広告を見せ、その時の消費者の心理状態や、どのよう

なだます手法が使われているか、生徒同士で話し合い、考えてもらう、参加型の授業内容にしました。講師からは、おいしい話はなく、少し立ち止まって考えることの大切さを伝えました。生徒からは「私はよくダイエットのサプリの広告を目にするので、これからも今日のことを踏まえて、自分でよく考えて気をつけていこうと思います」といった感想をもらいました。

第3部は、被害にあったときの対応(第1部)や、被害防止(第2部)とは視点を変えます。SDGsのうち、目標12「つくる責任 つかう責任」に焦点を当て、賢い消費行動が持続可能な社会をつくるという観点から授業を進めていきました。教材作成の段階でも、弁護士による消費者教育の出前授業で盛り込む内容なのか、限られた時間でこれを授業内容とすることが適切なのかが議論されましたが、消費者教育推進法がめざす消費者市民社会の実現のためにも必要であるとして実施しました。生徒からは「今までは、商品の売り手ばかりが消費者に影響を与えるものだと思っていました。しかし、今日の講演を聞いて、消費者が正しい買い物、賢く買物をすることで売り方に影響をもたらすことができると分かりました。売られているものには必ず生産者がいるということを忘れずに、学んだことを生かした消費生活を送っていこうと決意しました」といった、素晴らしい感想をもらいました。

今後望むこと

生徒からのうれしい反応や感想を見るにつけ、やってよかった、これからも必要な授業だと実感することができました。

本プロジェクトは、小さな鳥取県だからこそ実施できたという側面があるかもしれません。

しかし、18歳を直前にした生徒の教育にかかわる大人たちが情熱を持って、自らも楽しみながら協力し合うことで、それぞれの地域に応じた、生徒の目が輝く、効果的で実践的な消費者教育を全国で推進してほしいと思います。

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版](ダイヤモンド社、2016年)『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年)など

契約の申込みと承諾 定型約款

始まりはいつも合意

いつも意思の合致から始まります。結婚もそうでしたし、「一緒に働こう」と偉い人が差し伸べた手を握り返して決めた就職もそうでした。この連載だって、「書きませんか？」との編集部のお声掛けに「私でよろしければ」と応えたのが始まりです。

誰もが知っている契約も、お互いの意思が合致したときに成立します。お互いが自分の決めたことなのですから、そこから生じる義務も果たさなければなりません。契約の効果はいろいろなところで述べられていますが、契約が生じるための「意思の合致」の問題はあまり触れられることがありません。今回はその「始まり」にスポットを当てて契約をみていくことにしましょう。

「申込み」か「申込みの誘因」か

例えば、バナナの売買契約です。一方が「〇〇円でこのバナナ買わない？」と申し込み、一方が「買う！」と承諾すれば売買契約が成立します。意思の合致はこの**申込み**と**承諾**によってなされるわけですが、掘り下げてみると、そこにはいろいろな問題があります。

「完熟バナナ100円 〇〇マート」などという折り込み広告が新聞に入っていたとします。これはまだ「申込み」とはいえず、その前段階の「**申込みの誘因**」に過ぎないと考えられます。では、〇〇マートの店先で値段が表示されて並べられているバナナをどう理解するかです。2022年

契約の始まり、「申込み」と「承諾」にスポットを当てて取り上げます。

(本文中の条文番号は民法)

1月号ではこれを「申込み」ととらえましたが、まだ、この時点では「申込みの誘因」であるとする考え方もあります。「申込み」とした場合にはお客さんが「ください」と言った時点で売買契約が成立します。これに対して、「申込みの誘因」だとした場合には、「ください」と言うお客さんに対して「ありがとうございます」と店の人が承諾する時点が売買契約成立の時ということになります。

到達主義

ネットを通じて品物を買うことも多くなりました。ネット通販のサイトではたくさんの商品が掲載されていますが、これは「申込みの誘因」と考えられています。そして、通販サイトを閲覧している人が購入したい商品を「ポチる」(「購入する」のボタンに触れる)ことが「申込み」と考えられます。ネット通販の会社から「ご注文承りました」の承諾メールを受け取った時が、売買契約成立の時です。97条1項には「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」とあるからです。こうした考え方を**到達主義**といいます。ただ、意思表示の通知をした後に、その人が亡くなってしまった場合にはどうなるのか気になります。97条3項では「効力を妨げられない」としています。

(意思表示の効力発生時期等)

第97条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 略

3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

同条では「申込み」と「承諾」を区別していませんから、到達主義は「申込み」についても当てはまりますが、同条3項の例外も定められています。申込者が申込みの通知をした後に死亡した場合、「申込み後亡くなったら申込みは効力を生じないようにしたい」と意思を示しているときや、相手方が承諾の通知を発するまでに亡くなったことを知った場合には申込みは効力を有しないとしているのです(526条)。

承諾期間との関係

民法は承諾しなければならない期間を定めた場合のルールについても定めています。「〇月〇日までにご返答をいただきますようお願いいたします」と申込みをする場合です。この場合、承諾期間中は申込みの撤回をすることができません。相手の期待を裏切ることになるからです。ただ、「申込みを撤回する場合があります」とあらかじめ示しておいた場合は撤回可能です(523条1項)。では、承諾期間を定めず申込みをした場合はどうでしょう。この場合も自由に撤回できるわけではありません。「承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまで」は撤回できないのです(525条1項)。申込みが到達し、相手がそれを承諾するかどうかが検討する期間は撤回できないとしたのです。ただ、「申込みを撤回する場合があります」とあらかじめ示しておけば撤回が可能となります。

典型契約と非典型契約

いずれにしても契約が成立すれば、債権を発生させる原因となります。ですから、契約は民法の債権編のところで定められています。民法では、世の中でよく行われている13の契約につ

いて定めを置いています。こうした契約を**典型契約**とか**有名契約**といいます。どんな内容の契約を結ぼうが自由なわけですから、民法に定められた13の契約以外の契約を結ぶこともできます。こうした契約を**非典型契約**とか**無名契約**と呼びます。

定型約款

2020年4月1日施行の民法改正で、定型約款というもの定められました。契約書のような文書がホテルのフロント横に張り出されていたり、部屋に置かれた冊子にとじ込まれていたりとすることがあるはずですが、ネットでソフトウェアをダウンロードしようとする、やはり、契約書のようなものが出てきます。「あれは契約書なの？」と気になっていたかもしれません。それが定型約款です。旅客運送約款、電気やガスの供給約款もこれに当たります。

定型取引(548条の2第1項)

特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。

この定型取引において、契約の内容にすることを目的として準備されたものが定型約款です。定型約款を契約の内容とすることに合意したときや、定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とすることを相手に表示していたときには、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなされます(548条の2第1項)。

平穏な結婚生活も時には波風が立ちます。「あなたのほうから一緒になってくれて言ってくれに……」。そんなセリフが妻(夫)の口をついて出るかもしれません。でも、どっちが申込みをしたかなんてあまり意味を持ちません。お互いの意思の合致は間違いのないのですから。

第36回

健康食品等の 「定期購入」のトラブルにご注意!

相談事例

動画投稿サイトでダイエットサプリが500円という広告を見て、販売サイトで注文し、後日商品が届いた。3週間後にまた同じ商品が届き、5,000円の請求書が入っていたので、販売業者に電話で問い合わせると、「2回目以降5,000円で、4回の購入が条件の定期コースになっている」と言われた。定期購入とは知らなかったと伝えたが、「販売サイトに記載している」と言われた。(20歳代、女性)

●問題点とアドバイス

通信販売での健康食品、化粧品、飲料の「定期購入」のトラブルが、10～20歳代の若者にも増えています。

(1) 通信販売にクーリング・オフ制度はありません

通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、販売業者が定める返品に関する特約(返品特約)がある場合には、これに従うことになります。「注文後は返品できません」と記載されていれば、返品は困難です。

(2) 低価格を強調する広告は特に詳細を確認!

低価格であることを強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文していても、「定期購入」が条件で、総額として数万円の金額を支払うことになるケースがあります。「いつでも解約可能」と表示されていても、解約の連絡手段が限定され、うまく解約できないケースもあります。

(3) 注文する前に販売サイトを隅々まで確認!

まずは**定期購入が条件**になっていないか確認しましょう。定期購入が条件の場合は、**継続期間**や**回数**、**支払うことになる総額**、**解約の際の連絡**

手段、「**解約・返品できるか**」「**解約・返品できる場合の条件**」(**返品特約**)などを確認しましょう。契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットなどで保存しましょう。

また、販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、**連絡した証拠(電話やメール等の記録)**を残しましょう。

(4) 詐欺的な定期購入商法は特定商取引法の改正で規制強化されました!

詐欺的な定期購入商法に対する規制強化策を盛り込んだ改正特定商取引法が2022年6月1日に施行されました。強化策の具体的内容は、①定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化 ②定期購入でないと誤認させる表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設 ③通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止 ④定期購入でないと誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加、というものです。

(5) 民法改正で、「18歳で成人」に!

成人になると、一人で契約できる半面、「未成年者取消権」を行使できず、原則として契約を一方向的にやめることはできません。

参考: 国民生活センター「【若者向け注意喚起シリーズ(No.3)】健康食品等の『定期購入』のトラブルー『お試し』『1回限り』のつもりが定期購入に!?!」(2021年6月17日公表) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210617_1.html
「『おトクにお試しだけ』のつもりが『定期購入』に!?!ー『詐欺的な定期購入商法』の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました!」(2022年6月9日公表) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220609_1.html



隣家の太陽光パネルの反射光がまぶしすぎる。 撤去してもらうことは可能？

相談者の気持ち

隣家の屋根に設置された太陽光パネルの反射光がまぶし過ぎて困っています。撤去してもらうことは可能でしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか



太陽光パネルに太陽光が反射し、隣家であるあなたの建物の窓などに、その反射光が差し込んでまぶしいということですね。

「公害」のもじりかどうかわかりませんが、「光害」と名付けられ、太陽光パネルが普及するにつれて、近時、問題とされるようになりました。裁判所で争われたケースもあります。本件では「まぶしい」ということだけなのですが、これまでのケースでは、光害のほかに「室温の上昇」（＝熱中症の危険など）という点が問題とされたこともあります。

これらの問題の解決のために、法的に明確な基準があるわけではありません。

そこで、裁判所では、この種の問題が争われたときは「受忍限度」という基準で判断しています。

社会生活をしている以上、人は多かれ少なかれ、他人から迷惑を受けたり、逆にかけたりするものです。これをすべて禁止することは現実的ではないので、常識的に考えて「この程度は、一つの社会の中で生活している人同士なのだから我慢すべきだろう」となれば、「受忍限度の範囲内」（＝だから我慢すべきである）といい、逆に、そうした範囲を逸脱している程度の迷惑ということであれば「受忍限度の範囲を超えている」として、太陽光パネルの撤去や損害賠償請



求を認める、ということになります。

問題は、こうした基準は必ずしも、数字的に明確ではないということです。設置したほうは、「少くくまぶしくても、お互いさまなんだから我慢してほしい」と思うものです。しかし、隣接建物の住人は、そうは思いません。

裁判所で争われた事例としては、春分、夏至、秋分、冬至の日ごとに、太陽光パネルの反射光が隣地建物の窓に照射される時間を調べて、そのデータを基に判断したものがあります。

この事例では、さらに、照射された時間だけではなく、隣接建物の窓の位置や反射光の差し込む角度、カーテン設置でどれだけ反射光を遮ることができるかなども併せて検討の対象にしています*。

この裁判の内容を詳しく説明するスペースはありませんが、できれば、前述のとおり、裁判所が判断の要素とした各要素を自分なりに調べて、そうしたデータを揃えて弁護士等に相談してみるとよいでしょう。

なお、この光害の問題は、比較的、新しい問題であり、すべての弁護士がこの問題に精通しているとは限りません。相談する際は「裁判例もあると聞いていますので、それも調べていただけませんか？」と付け加えるとよいでしょう。

* 反射光による被害は受忍限度を超えるものではないとして、建設会社に対する損害賠償請求は棄却された。（東京高裁平成25年3月13日判決）



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

身元保証契約に伴って締結した死因贈与契約が無効とされた事例

高齢者の生活支援サービス等を行う事業者が、身元保証契約に伴って締結した死因贈与契約に基づき、預金債権等を取得したとして、信用金庫および遺族に対し、預金相当額の支払い等を求めた事案において、死因贈与契約が民法90条の公序良俗に違反し無効であるとして、事業者の請求を棄却した事例。(名古屋地方裁判所岡崎支部令和3年1月28日判決、裁判所ウェブサイト掲載)

当事者

原告：X(生活支援サービス等提供事業者)

被告：Y1(甲事件、信用金庫)

Y2ら(乙事件、Aの甥、姪ら)

関係者：A(消費者、故人)

B(養護老人ホーム)

C(養護老人ホーム所在自治体)

事案の概要

Xは、障がい者共同生活援助(グループホーム)支援事業、高齢者・障がい者生活支援サービス事業などを行っていた。2014年1月からは、家族代行サービスを行う団体を発足し、家事支援、病院、福祉施設および賃貸住宅の身元保証、救急搬送時の手続き、手術の立会い、危篤時の対応、逝去時の遺族への連絡、葬儀社への連絡、死亡診断書の取得、病室内の荷物の撤去などの万が一支援、葬儀支援、永代供養支援、納骨支援を行っていた。

Aは、夫と死別し、子はなく、C市が運営し、社会福祉協議会(以下、社協)が指定管理者となっている養護老人ホームBに入居していた。Bは入所者に対して身元保証人を求めており、Aについてもそのいところが身元保証人となっていたが、辞退したため、Bの生活相談員がXをAにあっせんした。当時、Bの入所者は約30人おり、半分以上がXとの間で身元保証契約を締結していた。さらに、そのうちAを除く5人が、Xとの

間で、定型の死因贈与契約書に署名・押印し、死因贈与契約を締結していた。

Xは、Aが80歳代で死亡する2年前の2017年1月下旬、Aとの間で、Bの施設長立会いのうえで、「家族代行サービス契約書(高齢者・障がい者のための身元保証支援等契約書)」と題する書面により本件身元保証契約を締結した。身元保証契約書の記載は定型で、受託業務は別表計画書に○印が付された支援とされ、別表では次のサービスに○印が付され、費用額が記載されている。すなわち、登録料20万円、予備費5万円、身元保証料(管理費)15万円、万一の支援費用10万円、葬儀支援費用30万円、納骨支援費用10万円、合計90万円である。実際のAの葬儀費用は約32万円であったが、後期高齢者医療費から葬儀費用として5万円が支給されている。

Xは、その代表者が身元保証契約締結時には死因贈与契約書のひな型を所持していなかったため、1カ月後の2017年2月下旬、Aとの間で死因贈与契約を締結した。その契約書は定型で、「1条 平成29年2月22日、Aは、自己の不



動産を除く全財産をXに対し無償で贈与することを約し、Xはこれを受託した」、「2条 本件贈与はAの死亡を停止条件として効力を生じ、かつ贈与物件の所有権は当然にXに移転する」、「3条 AはXを死因贈与の執行者に指定する」、「4条 Aは、Xに対し、Aの葬儀^{およ}及びAの自宅の家財道具一式の片付けを依頼し、Xの定めた報酬基準に従って、その費用及び実費を負担する。同費用及び実費の支払いについては、Aの死後、XがAから預かっている財産から清算する」との記載内容であった。

AはY1に、死亡時点で約621万円の預金を有していた。Xは、甲事件において、Y1に対し、預金債権の贈与を理由として預金約621万円およびこれに対する2018年9月15日から支払済みまで年5分の割合による金員をXに支払うことを求めた。また、乙事件において、Aの遺族(甥と姪)であるY2らに対し、主位的に、預金債権名義をXに変更する手続きをすることを、予備的に、預金の引渡しを拒否したことについて債務不履行および不法行為が成立するとして、約621万円およびこれに対する2020年8月8日から支払済みまで年3分(2020年4月1日から民法上の法定利率が年3分に引き下げられたことによる)の割合による金員を連帯してXに支払うことを求めた。Yらは、本件死因贈与契約が公序良俗に違反し、無効であるなどとして、Xの請求を拒絶した。

理由

本判決は、次の①から⑪までの事実^①に照らして、本件死因贈与契約は民法90条の規定する公序良俗に違反し、無効であると認定するのが相当であるとして、Xの請求を棄却した。

① Xは、身寄りのないBの入所者で、ある程度財産がある者に対して身元保証契約を締結するに際し、死因贈与契約も締結することを求めており、Aも本件身元保証契約を締結するのに付随して死因贈与契約を一体として締結した。

② 介護施設が、身元保証人がいないとして入所者に対して退去を求めることは、厚生労働省令で認められておらず、Bは、本来、Aに対して新たな身元保証人を求めることはできない。しかし、Bは、Aのいところが身元保証人を辞任するとXをあっせんし、Xは、身元保証契約を締結する必要がないことをAが認識しておらず、Bが身元保証人を付けるように要求していることを奇貨として、Xは、身元保証契約および死因贈与契約を締結している。

③ Bの指定管理者である社協は、施設長としてC市職員を受け入れるなどCの外郭団体として密接な関係を有しており、公的な機関であるのに、Bの入所者の半数以上がXと身元保証契約を締結している。その背景に、X代表者の夫の前職がC市職員で、社協を指導する立場にある福祉事務所の副所長であったことなどからして、C市および社協とXとの間に癒着構造が認められ、それが基礎となって本件身元保証契約および本件死因贈与契約が締結されている。

④ 身元保証契約の内容の中核である、利用者が病院・介護施設から退院・退所を求められた場合に、Xはその身元を引き受けることができず、債務の履行可能性がない。身元保証契約書は「家族代行サービス契約書」と題されているが、Aは施設入所者であり、家族代行サービスが契約内容とはなっておらず、また、Aは約621万円もの預金を有しており、Bが保証を求めることは考えられない。契約書ではXの債務内容が明らかではなく、いずれにしても本件身元保証契約は契約内容が不明確であり、登録料20万円および身元保証料(管理費)15万円の内容が不明で、問題がある。

⑤ 身元保証契約で、Aが病院に入院する際、身元保証契約書、緊急連絡先および医療行為の同意書に署名することが契約内容となっていると解されるが、XはAの身元を引き受けることを想定していない。Aは約621万円の預金を有しており、病院が保証を求める必要がなく、医療



行為は第三者が同意権を有することは認められないと解されている。結局、Xがどのような法的義務を負うこととなるか不明である。

⑥身元保証契約および死因贈与契約の内容として死亡届、葬儀、火葬、収骨および納骨などの死後事務が含まれると解されるが、これらの事務は定型的であり、葬儀社などの外部者にその事務処理を委託できるものであるから、介護施設にとって事務処理に問題が生じることはほとんどなく、BがXに入所者の死後事務処理の委託をあっせんする必要があまりない。これらの事務は葬儀社に見積もりを提出させるなどして費用体系を明らかにすることが容易であるのにXはそれを行っておらず、契約上、この事務に対する契約額が明確でなく、問題である。

⑦死因贈与契約は公正証書によるものではなく、Aの意思確認を確実にしているとはいえない。Xはその説明をほとんどしておらず、契約締結過程に問題があった。

⑧X代表者は、介護施設は身元保証人がいなくても退所を求めることができず、新たに身元保証契約を締結する必要がないことを知りながら、身元保証契約を締結した。そして、Aに対し、亡くなったときに銀行預金が引き出せなくなり、入院費用や葬儀費用が支払えないので死因贈与契約を締結してほしい旨の説明をしており、死因贈与契約を締結する趣旨が不明である。保証人を付けなければ、Bを退所しなければならないかもしれないというAの不安に乗じて、Xは、Aが退所する必要がないことを知りながら身元保証契約および死因贈与契約を締結しており、Xの行為は判断能力の衰えた高齢者の保護を図る消費者契約法4条3項5号に抵触する。

⑨Xが負担する死後事務処理の費用は50万円ほどであるのに、身元保証契約で90万円を受け取っているうえ、一体として締結された死因贈与契約はAの預金約621万円を受け取るというものであり、明らかに対価性を欠き暴利である。

⑩XはA以外にも身元保証契約と一体として

死因贈与契約を締結し、それに含めて寄付金による収益が常時年間1000万円を超え、収益の1割を超えるまでになっており、2018年度は寄付金が5000万円を超えている。Xが別団体を発足し、身元保証契約を事業とする目的の1つが多額の寄付金を獲得するためである。

⑪死因贈与契約を締結し、その執行者をXとすることで遺族がAの死後事務を適切に行ったことを確認できなくなっている点でも、本件契約は問題である。



解説

1. 本来の意味の身元保証契約

身元保証とは、雇用契約に際して、被用者の行為によって使用者が受けた損害を保証人が賠償するという保証人と使用者との間の契約をいう。被用者と身元保証人との間の契約は、保証人に身元保証を委託する契約である。雇用契約では、身元保証人の責任が広範であり保証人となった者に思わぬ重い負担が課されることになりがちなことから、「身元保証二関スル法律」によって身元保証人の責任が制限されている。また、民法上も、責任限度額(極度額)の定めがないと無効となる(民法465条の2)。

本件のように、一人暮らしの高齢者の医療機関への入院や老人福祉施設への入所、賃貸住宅への入居契約の際に、身元保証人を要求されることもある。本人が施設に支払うべき費用を支払うことができない場合に、身元保証人が代わりに支払い義務を負うということであれば、身元保証人と施設との間で締結される本来の保証契約である。しかし、身元保証人の債務の内容には、賃料や費用の支払い保証のみでなく、緊急時の連絡先、死亡した場合の遺体や遺品の引き取りなど多様な内容が含まれていることが多い。

2. 本件の身元保証契約

XとAとの間で締結された身元保証契約は、Bに対してAが負担する債務をXが保証するという内容はほとんどなく、Aの生前および死後に

においてXが一定のサービスをAのために行うというものである。そのため、身元保証契約と呼ばれるものの、AとXとの間で締結されている。身近な親族がいなかったり、いても頼めなかったりする場合に、この種のサービスを有料で提供している事業者があり、約束されたサービスが提供されないので解約を申し出たところ、何らの説明もなしに高額な解約料を差し引いた額が返還されたといったトラブルも発生している。そのため、内閣府消費者委員会は、2017年1月31日付で、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」を行っている。

本件では、このような身元保証契約の効力自体は直接の争点となっていないが、裁判所の事実認定からは、その内容が不明であり高額なことから、無効あるいは消費者契約法に基づき取消し可能と判断される可能性が大きい。その場合、90万円から実際にかかった費用を控除した額の返金を求めることも可能となる。

3. 死因贈与契約

死因贈与契約とは、贈与契約(民法549条)の一種で、贈与者の死亡によって権利の移転という効力が発生する贈与契約である。遺贈(民法964条)と似ているが、遺贈は、遺贈者のみの意思表示による行為であり、厳格な形式を守って遺言書を作成する必要がある。遺贈にせよ、死因贈与にせよ、相続人の遺留分(最低限取得できる相続割合)を侵害することはできないが(民法1042条以下)、本件の場合、Aの相続人は甥や姪だけであるので、全財産をXに死因贈与することも可能である。死因贈与は、大学への寄付など公益目的のほか、特定の相続人の取得できる相続財産を実質的に増やす目的や、老後の扶養をしてもらうために行われる場合などがある。しかし、本件では、そもそも死因贈与の趣旨が不明であると判断されている。

老後の扶養目的の場合は、生存期間中の扶養を負担とする負担付死因贈与となる。負担付贈

与には双務契約に関する規定が準用されることから(民法553条)、負担である扶養が履行されないときは、贈与者は、解除して、贈与した財産を取り戻すことができる(参考判例①)。死因贈与には、遺贈に関する規定が準用される(民法554条)。遺贈と同様の撤回の自由(民法1022条)が認められるかについて、参考判例②は、負担の全部またはそれに類する程度が履行された場合には、原則として撤回できないとした。

4. 高齢者等の不安をあおる告知

消費者契約法4条3項5号は、「当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること」により困惑し、それにより契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたときは、その意思表示を取り消すことができるとしている。

本件では、身元保証契約と死因贈与契約の消費者契約法に基づく取消し自体は直接の争点となっていないが、公序良俗違反の判断に当たっての1つの要素として、裁判所は消費者契約法4条3項5号該当性を認めている。本判決は、現在までのところ、同号に言及した唯一の裁判例であり、今後、同種の高齢者サポート事業契約やそれに付随した契約について、消費者契約法に基づく取消しの可能性を考える際に、本判決が指摘している諸点は大きい参考となる。

参考判例

- ①最高裁昭和53年2月17日判決(『判例タイムズ』360号143ページ)
- ②最高裁昭和57年4月30日判決(『最高裁判所民事判例集』36巻4号763ページ、『判例時報』1042号96ページ)

開発危険の抗弁

朝見 行弘 Asami Yukihiko 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している



「開発危険の抗弁」の原点

製造物責任法4条1号は、「当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと」をもって同法に基づく製造物責任の免責事由とする「開発危険の抗弁」を定めています。開発危険の抗弁は、1985年に採択された製造物責任に関するEC指令(現・EU指令。以下同じ)*1 7条(e)号における導入に始まりますが、同指令は、国内法によって同抗弁を否定することを加盟国に許容する旨のオプション条項*2(同指令15条1項(b)号)を定めています。そして、現在、加盟国27カ国のうち、国内法において開発危険の抗弁を規定していないのは、ルクセンブルクおよびフィンランドの2カ国のみであり、そのほかドイツ、フランス、スペインの3カ国において、医薬品など一部の製品について同抗弁の適用が否定されています*3。

EU指令7条(e)号は、開発危険の抗弁による免責の基準として「製造物を流通に置いた時点の科学的及び技術的知見の水準(the state of scientific and technical knowledge at the

time when he put the product into circulation)」によって欠陥の存在を明らかにすることが不可能であったことを規定しています。ここにいう「科学的及び技術的知見の水準」について、EC司法裁判所は、「製造物が流通に置かれた時点における最先端の水準にある科学的及び技術的知見を含むそれら知見の観客的状态」であり、「製造物が流通に置かれた時点においてアクセス可能な知識」をいうものとする見解*4を示しています。

EC指令の採択から35年余りが経過した現在、EU加盟国において、開発危険の抗弁に基づく製造物責任の免責が認められた事例は、HIVウイルスに汚染された血液に関するオランダにおけるアムステルダム地裁判決*5および顎骨の壊死を引き起こした骨粗鬆症治療薬に関するイタリアにおけるサッサリ地裁判決*6の2例にとどまっており、同抗弁の適用基準となる科学的および技術的知見の水準については、極めて高度なものと解されています。

裁判例にみる開発危険の抗弁

一方、日本においては、開発危険の抗弁に基づく免責の基準となる具体的な科学技術の知見

*1 「欠陥製造物に対する責任にかかる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する1985年7月25日EC理事会指令(COUNCIL DIRECTIVE of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products(85/374/EEC))」

*2 製造物責任に関するEC指令7条(e)号について、EC理事会(現・EU理事会)は、EC委員会の報告に基づいて同指令7条(e)号の存廃について検討するものとされているが(同指令15条3項)、これまでにそのような検討はなされていない。なお、同指令の採択過程における開発危険の抗弁をめぐる議論については、朝見行弘「検証・製造物責任法の課題(1) - 「開発危険の抗弁」は維持されるべきか?」『久留米大学法学』70号52-64ページ参照

*3 消費者庁消費者安全課編『逐条解説 製造物責任法(第2版)』(商事法務、2018年)258ページ参照。ドイツでは薬事法により医薬品につき開発危険の抗弁が否定され(同法84条)、フランスでは民法により「人の身体組織または人の身体から製造された製造物」が(同法1386条の12)、またスペインでは製造物責任法により「人による消費が意図された医薬品、食物または食品製造物」が(同法6条3項)、それぞれ開発危険の抗弁の適用除外とされている

*4 Commission of the European Communities v United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland. [1997] AER (EC) 481

*5 Rb. Amsterdam 3 February 1999(NJ, 1999 621)

*6 Trib.Sassari, sez. Civ., sentenza 12 luglio 2012, Il Caso.it, Sez. Giurisprudenza, 7774 - pubb. 12/09/2012



については、裁判所の判断に委ねられています。第14次国民生活審議会の答申^{*7}においては、「個々の製造者等の水準や業界の平均的な水準を基準とするべきではなく、製品の『規範的』製造者からみて入手可能な最高の科学・技術知識の水準とすべき」とされ、製造物責任法案の国会審議においては、客観的に社会に存在する知識の総体としての「入手可能な最高の科学または技術の水準」をいうものとする政府答弁^{*8}がなされていました。

^{かつぼう}割烹料亭において提供されたイシガキダイ料理によって食中毒が生じた事例における第一審判決^{*9}は、製造物責任法4条1号の規定する「科学又は技術に関する知見」とは、「科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識のすべてをいい、それは、特定の者が有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって、当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な世界最高の科学技術の水準がその判断基準とされる」として、イシガキダイ料理を提供した当時において、入手可能な最高の科学技術の水準をもってしても、そのイシガキダイに食中毒の原因となったシガテラ毒素が含まれるという欠陥があったことを認識することはできなかったとの証明はなく、既存の文献調査によって判明するような事項について開発危険の抗弁を認める余地はないものと判示しており、その控訴審判決^{*10}も、「製造物責任法のいう開発危険の抗弁の要件は、欠陥の認識不可能性とどまり、その危険排除の不可能性を要求しているわ

けではない」として第一審判決を維持しています。

健康食品である「あまめしば」の粉末の摂取によって呼吸器機能障害が生じたとされる事例について、第一審判決^{*11}は、「『科学又は技術に関する知見』とは、製造物をその製造業者等が引き渡した当時において、科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識の^{すべ}全てをいう」としたうえで、原告が当該健康食品を最初に購入した時点以前における知見は、その欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識であったということが出来るものとされ、控訴審判決^{*12}においても維持されています。

そして、次の4つの事例では、①気管切開チューブと呼吸回路機器の接続箇所^{へいそく}に閉塞が生じ、患者である乳児が死亡した事例^{*13}において、同一のメカニズムによる事故が複数発生しており、気管切開チューブを納入した当時における科学又は知見によってその欠陥を認識することができなかったことの証明はなされていない②玩具の入った直径40mmのカプセルを誤飲した2歳の幼児が窒息状態となり低酸素脳症による後遺障害が残った事例^{*14}においては、直径39mm以下のものは誤飲、窒息事故を引き起こすおそれがあることは広く知られた事実となっていること、3歳未満の男児の最大開口量が40mmを超え得ることは容易に想定できたことなど、カプセルを製造業者が引き渡した時における科学または技術の知見によれば、その設計上の欠陥を認識できなかったとは認められない③ピアノ用防虫防錆剤がピアノ内部^{ぼうせい}におい

*7 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について(II)』(大蔵省印刷局、1994年)15ページ

*8 第129回国会衆議院商工委員会会議録5号11ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、同会議録7号9ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、第129回国会参議院商工委員会会議録9号23ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)

*9 東京地裁平成14年12月13日判決『判例時報』1815号14ページ

*10 東京高裁平成17年1月26日判決 ウエストロー・ジャパン 2005WLJPCA01266013、LEX/DB 文献番号 28101913

*11 名古屋地裁平成19年11月30日判決『判例時報』2001号69ページ

*12 名古屋高裁平成21年2月26日判決 裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/612/037612_hanrei.pdf

*13 東京地裁平成15年3月20日判決『判例時報』1864号62ページ

*14 鹿児島地裁平成20年5月20日判決『判例時報』2015号116ページ



て液化し、ピアノが汚損された事例^{*15}において、防虫防錆剤が空気中の水分を吸い、溶けて液化することは、防虫防錆剤が引き渡された時点における科学技術水準では知悉し得ない事実であるとは認められない④フェノール類の付着した輸入塩蔵マッシュルームを原料として製造されたマッシュルームスライス等の製品からクロロフェノール類が検出された事例^{*16}においては、塩蔵マッシュルームに異臭原因となるクロロフェノール類を生成する前駆物質であるフェノールが含まれるとの欠陥があったことを認識することができなかつたとはいえないとして、いずれも「開発危険の抗弁」の適用が否定されています。

さらに、茶のしずく石鹼コムギアレルギー訴訟^{*17}においても、製造物責任法4条1号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、「製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受け得る程度に確立された知識の総体、すなわち、入手可能な最高水準の科学又は技術に関する知識の総体をいう」^{*18}ものとされています。

「科学又は技術に関する知見」

このように、裁判例において、製造物責任法4条1号にいう「科学又は技術に関する知見」が、「入手可能な最高水準における科学又は技術に関する知識の総体」を意味するものであることは確立されたものといえることができます。ここで「知識の総体」というのは、社会に存在する欠陥についての直接的な知見のみならず、情報、見解、意見、報告、調査結果、データ、実態、経験といった社会に存在する総体としての知識に基づ

いて製造物に内在するリスクを認識することが可能である限り、欠陥についての「知見」が存在するものとして、「開発危険の抗弁」に基づく免責を認めることができないことを意味しています。

この知識の総体としての知見については、製造物責任法案の国会審議において、「確立された学術知識等を前提にするものと解されますので、特定の一学者だけが危険性を認識していたような場合に、直ちに開発危険の抗弁が認められなくなるものとも解されません」とする政府答弁^{*19}がなされています。そして、茶のしずく石鹼コムギアレルギー京都訴訟判決^{*20}は、「知見は、社会的に存在した知識の総体であることが必要であるが、そのような考え方、知識に対して学問的に異論が提起されていないとか、そのような考え方、知識の詳細が科学的に証明されたものであることまでは必要でなく、しかし、知識、経験、実験等によって裏付けられ、特定の科学、技術の分野において認知される程度に確立したものであることは必要である」と述べており、同東京訴訟判決^{*21}においても、「この知見は、その詳細が科学的に異論なく証明される程度に確立したものであることや、特定の科学・技術の分野で通説となっていることまで必要とするものではないが、知識等によって裏付けられ、特定の科学・技術の分野において認知される程度に確立したものであることは必要である」とされています。

EC司法裁判所によれば、EC指令7条(e)号における「当該製造業者が製造物を流通に置いた時点の科学的及び技術的知見の水準」とは、「最先端の水準にある科学的及び技術的知見を含むそれら知見の客観的状态」であって、「問題と

*15 東京地裁平成16年3月23日判決『判例時報』1908号143ページ

*16 東京地裁平成25年12月5日判決『判例時報』2215号103ページ

*17 ウェブ版『国民生活』2021年12月号35ページ(コラム1)参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112_15.pdf

*18 福岡高裁令和2年6月25日判決 ウエストロー・ジャパン 2020WLJPCA06256015(福岡訴訟控訴審)

同旨、福岡地裁平成30年7月18日判決『判例時報』2418号38ページ(福岡訴訟第一審)、

京都地裁平成30年2月20日判決 裁判所ウェブサイト

東京地裁平成30年6月22日判決 裁判所ウェブサイト

大阪地裁平成31年3月29日判決 裁判所ウェブサイト

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/763/087763_hanrei.pdf (京都訴訟)、

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/088148_hanrei.pdf (東京訴訟)、

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/088741_hanrei.pdf (大阪訴訟)

*19 第129回国会衆議院商工委員会会議録7号9ページ(1994年)(坂本導聴政府委員)(前掲*8)

*20 京都地裁平成30年2月20日判決(前掲*18)

*21 東京地裁平成30年6月22日判決(前掲*18)



なっている製造物が流通に置かれた時点においてアクセス可能であった知見」をいうものとされ、中国東北部の研究者による中国語の研究報告が当該地域以外では入手することのできない地元の科学雑誌に掲載された場合において、ヨーロッパの製造業者はこのような知見についてアクセス可能性を有していないとする「満州の例外(Manchuria exception)」*²²が示されています。また、製造物責任法案をめぐる国会審議においても、「開発危険の抗弁」は、「入手可能な最高の科学または技術の水準」における知見をもって、その判断基準とすべきであるという政府答弁*²³が繰り返されており、知見については、その入手可能性が要件とされています。

「開発危険の抗弁」の必要性

開発危険の抗弁は、「従来の不法行為責任における過失要件に替えて、製造物の欠陥を当該製造物の製造業者等の責任の要件とし、過失がなかったとしても当該製造業者等が責任を負い得るようになったことにより、技術開発や新製品の開発の意欲が削がれ、ひいては、消費者を含む国民全体の利益が損なわれるという事態を防ぐために、一定の範囲での免責を認めるもの」*²⁴であり、製造物責任法の責任原則である無過失責任の考え方とは相いれない関係にあるものといわなければなりません。

製造物責任法の立法化に当たって開発危険の抗弁の導入に反対する立場からは、その免責基準となる「科学又は技術に関する知見」について、過失責任原則における予見可能性と同等あるいはそれを下回る水準として解釈されることが強く危惧されていました。しかし、開発危険の抗弁に基づく免責が認められるためには、「入手可能な最高水準の科学又は技術に関する知識の総

体」という極めて高度な水準の知見によっても欠陥の存在を認識することができなかった場合に限られるとする考え方が裁判例上確立し、開発危険の抗弁の適用を認めた裁判例がみられないことから、無過失責任に基づく事業者の製造物責任が過失責任の水準と同等あるいはそれを下回るものと解される余地はなくなったものといえてよいでしょう。

また、茶のしずく石鹸コムギアレルギー訴訟において、被告である原材料製造業者が、欠陥の判断要素として引渡時の科学・技術水準を考慮すべきであると主張したのに対し、同東京訴訟判決*²⁵は、「製造物責任法は、開発危険の抗弁(4条1号)として、製造業者等が、引渡しにおける科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物に欠陥があることを認識することができなかったことを証明したときは、免責される旨を定めているが、欠陥の判断において損害発生認識可能性がないことが考慮されるとすると、認識可能性の考慮をしても欠陥を否定できないような事案について、開発危険の抗弁の判断では欠陥の認識可能性がないとして抗弁を認めることは容易に想定できず、結局のところ、開発危険の抗弁が機能する場面は考えにくい」として、開発危険の抗弁が規定されたことをもって損害発生認識可能性を欠陥の判断要素として考慮することができないことの根拠の1つとして指摘しています。

このような状況を踏まえるならば、製造物責任法を改正することによって開発危険の抗弁を削除する必要性は少なく、むしろ開発危険の抗弁に基づく免責基準としての「科学又は技術に関する知見」の水準を高度なレベルに維持するよう図ることが適切であるということができません。

*²² Commission of the European Communities v United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland. (supra *⁴)

*²³ 第129回国会衆議院商工委員会会議録5号11ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、同会議録7号9ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)、第129回国会参議院商工委員会会議録9号23ページ(1994年)(坂本導聰政府委員)(前掲*⁸)

*²⁴ 福岡高裁令和2年6月25日判決(前掲*¹⁸)

*²⁵ 東京地裁平成30年6月22日判決(前掲*¹⁸)



独立行政法人
国民生活センター

編集・発行

啓発用リーフレットのお知らせ

若者向けの啓発用リーフレットを作成しました。
国民生活センターウェブサイトに掲載しておりますので、
ぜひ印刷してご活用ください！

●ウェブ版「国民生活」2022年3月号
https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202203_15.pdf

過去の啓発用リーフレットのバックナンバーも
掲載しております。あわせてご活用ください。

●啓発用リーフレット バックナンバー
<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-yattem.html>

